

# CSW63 公式文書(2)

房野 桂 訳

## パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2019/6)

### 事務総長報告書

#### 概要

経済社会理事会決議第 2018/10 号に従って提出される本報告書は、2017 年 10 月 1 日から 2018 年 9 月 30 日までの期間のパレスチナ女性の状況に光を当て、教育と訓練、経済的エンパワーメントと生計、法の支配と女性に対する暴力、権力と意志決定及び制度的発展に関して、国連システムの諸団体により提供された支援の全体像を提供するものである。本報告書は、CSW の検討のための勧告で締めくくる。

#### I. 序論

1. パレスチナ女性の状況と支援に関する決議第 2017/10 号で、経済社会理事会は、継続中のイスラエルの占領とそのすべての表れの厳しいインパクトから生じる、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地のパレスチナ女性の重大な状況について深い懸念を表明した。理事会は、その状況の見直しを継続し、パレスチナ女性の状況に関する以前の報告書(E/CN.6/2018/6)で事務総長が述べたものを含め、あらゆる利用できる手段でパレスチナ女性を支援し続け、CSW63 に、その決議の実施において遂げられた進歩に関する報告書を提出するよう、事務総長に要請した。

2. 本報告書は、2017 年 10 月 1 日から 2018 年 9 月 30 日までをカバーし、他に表示がなければ、パレスチナ被占領地でパレスチナ女性に援助を提供している国連機関から受領した情報に基づいて、パレスチナ女性の状況の見直しを提供するものである。これら機関には、以下が含まれる：国連食糧農業機関(FAO)、国際労働機関(ILO)、事務局人道問題調整事務所、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連開発計画 UNDP)とそのパレスチナ人への支援計画、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、国連人口基金(UNFPA)、国連子ども基金(ユニセフ)、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)、国連近東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)、中東和平プロセス特別コーディネーター事務所、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、国連貿易開発会議(UNCTAD)、国連ヴォランティア、世界食糧計画(WFP)及び世界保健機関(WHO)。本報告書は、西アジア経済社会委員会(ESCSW)によって提供された情報も反映している。本報告書は、このトピックに関する以前の年次報告書(A/73/13、A/73/35、A/73/84-E/2018/72、A/73/97-E/2018/69 及び A/73/346-S/2018/597 を参照)に基づくものである。

## II. パレスチナ女性の状況

3. 報告期間は、「偉大な帰還行進」というレッテルの下で開催された抗議の状況を含め、ガザ地区内及び周辺での人道的・社会経済的・安全保障の状況での政治的緊張、暴力及び継続する悪化の高まりを特徴とした<sup>1</sup>。パレスチナ内和解のための外交努力にもかかわらず、ファタハが支配するパレスチナ暫定政府とガザのハマス当局との間の継続する分裂はガザでの経済的困難を深め、カギとなる水道と電気のインフラ・プロジェクトを妨げて、閉鎖のインパクトを複雑化した<sup>2</sup>。並行して、入植地の拡大、家屋の破壊、インフラと生計、厳しい移動とアクセス制限が、東エルサレムを含む被占領の西岸で続いた。こういった発展のすべてが、安全と安全保障・生計・教育・保健ケア・その他のサービス・雇用・政治参画へのアクセスの点で、パレスチナ女性の状況に否定的影響を及ぼした。

4. 2018年3月30日以来、ガザのパレスチナ人は、「偉大な帰還の行進」というレッテルの下で、境界線フェンスに沿って毎週抗議デモを開催してきた。2018年9月末までに、催涙ガスを吸い込んでフェンスに沿って161名のパレスチナ人が殺され、22,409名のパレスチナ人(20,456名の男性と男児、1,953名の女性と女児)が怪我をした<sup>3</sup>。催涙ガスの吸い込みを含め、一人のイスラエル兵が殺され、もう一人が怪我をし、37名のイスラエル文民がガザ地区から投げ込まれた発射体によって怪我をした<sup>4</sup>。さらに、東エルサレムを含む西岸に緊張が残った。パレスチナ人とイスラエル安全保障軍との間の頻繁な衝突は、影響を受けた者の中で、女性が274名、女児が172名という状態で<sup>5</sup>、催涙ガスの吸い込みとイスラエル文民とパレスチナ文民との間の暴力行為と彼らによる破壊行為を含め、24名のパレスチナ人の死亡と8,921名の負傷という結果となった。人道問題調整事務所は、パレスチナ人財産への損害のみならず、3名のパレスチナ人の死亡と女性11名、女児7名という100名のパレスチナ人の負傷という結果となったイスラエル入植者がかかわる総計236件の暴力事件を記録した。6名のイスラエル文民と3名のイスラエル安全保障軍の兵士がパレスチナ人による射撃またはナイフによる攻撃で死亡した。

5. UNRWAの緊急サービスとプログラムに特に悪影響を及ぼすUNRWAに対する資金削減は、女性と女児に与えるインパクトを含め、悪化する人道状況に効果的に対応する国連の能力について懸念を起こした<sup>6</sup>。このような削減の中には、その他のドナーによって一部なされたものもある<sup>7</sup>。政治開発の中には、外部の予算支援が減少してきている時に、パレスチナ暫定政府の財政状況に影を落としたものもある。2018年3月23日に、米国大統領は、パレスチナ暫定政府に直接利益を与える西岸とガザへの約全部の経済支援の提供を禁止する「テイラー・フォース法」に署名した。2018年7月に、イスラエル議会は、パレスチナ暫定政府支払い総額と等しい額のイスラエルがパレスチナ暫定政府のために集める税収

---

<sup>1</sup> 中東和平プロセス特別コーディネーター事務所、「特別連絡委員会への報告書」、2018年9月27日。

<sup>2</sup> 同上。Nickolay Mladenov、中東和平プロセス特別コーディネーター、中東状況に関する安全保障理事会への説明、2018年9月20日。<http://unscommissions.org/security-council-briefings-0>より閲覧可能。

<sup>3</sup> 事務局人道問題調整事務所が提供したデータ。

<sup>4</sup> Mladenov、中東情勢に関する安全保障理事会への説明、2018年9月20日。

<sup>5</sup> 人道問題調整事務所が提供したデータ。

<sup>6</sup> Nickolay Mladenov、中東和平プロセス特別コーディネーター、中東の状況に関する安全保障理事会への説明、2018年1月25日。

<sup>7</sup> 国連近東パレスチナ難民救済活動機関(UNRWA)、「UNRWA 閣僚会議は見事な1億②,200万米ドルを作る」、プレス・リリース、2018年9月28日。

を源泉徴収する同様の法律を可決した。これら及びその他の資金の削減は、国連機関と NGO を含め、いくつかの団体の活動を制約し、これがパレスチナ男女に全体的な否定的インパクトを与えた。

6. ガザでは、財政的制約によって複雑化した悪化する人道・社会経済的状況、悪化する電気・燃料危機及び関連する停電が、ジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーへのサービスを含め、基本サービスへのアクセスをさらに制限してきた。これは、女性によって行われる無償のケア・家事労働への需要を増し、強化してきた。病院の中には、中央病院のためにエネルギーを取っておくために閉鎖するものと思われているところもあり、これが妊婦、思春期の若者、高齢者、慢性病患者及びジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーに特にインパクトを与えるであろう<sup>8</sup>。

7. 西岸では、継続中の入植活動、破壊、厳しい移動・アクセス制限及び企画と開発制限が、継続して全地域社会、特に C 地区、東エルサレム及びヘブロン H2 地区が、基本サービスにアクセスすることを妨げ、多くのパレスチナ人にとって強制移動の高い危険につながってきた<sup>9</sup>。人道問題調整事務所によれば、東エルサレムを含めた西岸の 376 のパレスチナ人の建造物がイスラエル当局によって破壊され、少なくとも 471 名の人々(90 世帯)を強制移動させている。UNRWA の記録は、強制移動させられた個人の 78 名が 18 歳未満の 36 名の女兒を含めたパレスチナ難民女性と女兒であり、強制移動させられた世帯の 4 つが母子家庭であることを示している。Khan al-Ahmar のような遊牧民社会の状況は、差し迫った建造物の破壊と移転の危険に直面しているので特に心配される<sup>10</sup>。強制移動させられると、パレスチナ女性は、増加する個人と家族の食糧の不安定と脆弱性を背景として、公共のスペースと生計の機会へのアクセスがさらに制約されることになる。彼女たちは、ドメスティック・ヴァイオレンスをさらに受けることになり、しばしば早期結婚のような否定的な対処メカニズムに訴えることにもなる。

8. C 地区の状況は、地理的孤立、貧困と保守的伝統及び基本的インフラとサービスの不在に直面して、女性と女兒にとって特に厳しい。経済的機会はほとんど存在しない<sup>11</sup>。移動制限は、妊婦にとって特に危険である。女性たちは、暴力から子どもを守ることができないという気持ちで複雑化して、不安や鬱病のような心理疾患にかかる高い危険にさらされている。彼女たちは、家庭において、または農地の世話をしたり、水を集めたりしているあいだにも暴力の危険にさらされている。この地域の女兒は、教育へのアクセスが限られており、しばしば学校から落ちこぼれるが、これが早期結婚、早期妊娠、性的虐待に繋がることもある。さらに、女性は、男性が経験するストレスと立ち立ちによって悪化するジェンダーに基づく暴力の危険にもしばしばさらされる。C 地区の社会、特に遊牧民社会で警察、保健センター、またはシェルターのようなサービスにアクセスできる場所はほとんどない<sup>12</sup>。

9. ジェンダー役割に関連する固定観念的態度は、パレスチナ国で依然として一般的である。男性は大部

---

<sup>8</sup> ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウイメン)、「ジェンダー警報: パレスチナ被占領地における人道行動の女性と女兒のニーズ」、2018 年。

<sup>9</sup> 国連、人道問題調整事務所、「2018-2020 年人道対応戦略: 2018 年 1 月-12 月人道対応計画---パレスチナ被占領地」、2017 年 12 月。

<sup>10</sup> Nickolay Mladenov、中東和平プロセス特別コーディネーター、中東の状況に関する安全省理事会への説明、2018 年 10 月 18 日。

<sup>11</sup> 国連ウイメン、「ジェンダー警報」。

<sup>12</sup> Nadar Said-Foqaha、*岩と硬い場所につかまって: 占領、家父長制、ジェンダー関係---C と H2 地区のパレスチナ女性の事例研究* (国連ウイメン及び調査・開発アラブ世界、近刊)。

分、家長、主たる稼ぎ手、一家の保護者とみなされ、一方女性は、子どもの数が多い大家族・拡大家族に関連するケア・家事労働に対して責任があるものとみなされている。絶えず悪化する経済状況が土地の差し押さえや移動制限と相俟って、パレスチナ内の政治分裂によってさらに悪化して、多くの男性はその伝統的役割を果たすことができず、女性はサーヴィスや所得の欠如を償うままにされている<sup>13</sup>。高等教育と労働市場への女性の参加の増加にもかかわらず、家庭内の分業は、ジェンダーに特化した期待に沿って急速に起こり続ける。しかし、働く権利、政治参画、ケア・家事労働の分かち合いに関連するものを含め、特に比較的若い年齢層の間にもっと公正な考えの印がみられる<sup>14</sup>。

10. パレスチナ被占領地全体にわたる状況のジェンダーに特化した側面の徹底した分析と理解は、多面的な安全保障と開発課題と広範な人道ニーズに対する効果的な対応を確立する基本である。以下にさらに詳しく述べるように、危機が日常生活と女性・若い女性・女兒の将来に与えるインパクトは大きく、法律と慣行における広がった差別によって複雑化されている。あらゆる形態の暴力の身体的で長期の情緒的・社会的インパクトは依然として深い懸念である。

### III. パレスチナ女性への支援

11. 本セクションは、パレスチナ女性の状況と複雑な人道課題の中で対応し、支援を提供する国連の努力をさらに概説する。本セクションには、パレスチナ暫定政府、ドナー及び市民社会と協力して、女性、若い女性及び女兒の特別なニーズと優先事項に対処するために国連によって提供される援助に関する最新の情報が含まれている。不安定な状況とますます制約される資金提供の環境が、援助の提供に対する事業上の課題を提起し続け、達成される進歩の持続可能性にインパクトを与えている。

12. パレスチナ人への国連の支援提供の現在の優先事項は、「パレスチナ国内政策アジェンダ(2017-2022年)」、「2017-2022年部門横断的国内ジェンダー戦略」、「2011-2019年女性に対する暴力と闘う国内戦略」、「女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議第1325号(2000年)の実施のための国内行動計画(2017-2019年)」及び「2018-2020年人道対応戦略」を含め、一連のカギとなる文書で概説されている。

#### A. 教育と訓練

13. 教育への子どものアクセスに対する課題の中には、パレスチナ被占領地で根強く続いているものがある。これら課題は、しばしば、安全保障の理由からも社会文化的理由からも女兒に異なった悪影響を与えている。5歳で、10人中約1人の女兒が教育から排除されている。男児(8.8%)と比して、より高い割合の5歳児の女兒(11.9%)が学校に通っていない。パレスチナ国の義務教育は、6歳で始まるが、教育からの排除の程度は、義務的学年を通して子どもが進んでいくにつれて急速に増える。この傾向は、男児にとって特に驚くべきものである。例えば、推定される学校に通っていない男児の率は、10歳の1.45から13歳で5.9%に増え、それから15歳で驚くべき22.0%に跳ね上がる。女兒の排除の率は比較

---

<sup>13</sup> 国連ウィメン、「ジェンダー警報」。

<sup>14</sup> Shereen El Feki、Gary Barker 及び Brian Heilman 他、*男らしさを理解する：国際的な男性とジェンダー平等調査の結果(IMAGES)---中東と北アフリカ(エジプト、レバノン、モロッコ及びパレスチナ)(カイロとワシントン D.C.、国連ウィメンと Promundo-US、2017年)*。

的に低く始まり、あまり急速ではないが増加していき、10歳で学校に通っていない女兒は0.4%であり13歳では2.9%、15歳では5.4%である<sup>15</sup>。この手ごわい状況は、学校でも家庭でも生徒の勉強時間を制限し、落ちこぼれ率を高める電気の危機によってさらに悪化している。西岸では、特にC地区の女兒は、インフラの乏しさ、閉鎖、許可証の制限と戒厳令、移動制限及び家事を手伝うよう要求されるという事実のために教育へのアクセスが限られてきた。女兒はしばしば学校からも落ちこぼれるが、これが早期結婚、早期妊娠及び性的虐待に繋がることもある。ヘブロンH2地区では、経済的困難のインパクトは、まず学校から落ちこぼれる女兒に特に厳しい<sup>16</sup>。さらに、女兒は、しばしば、東エルサレムを含めた西岸での学校に通う道でのハラスメント、暴力及び脅しに対する保護措置として学校を退学させられる<sup>17</sup>。最近の調査で、ESCWAは、障害を持つパレスチナ女性の教育達成度の低さと識字に光を当てている<sup>18</sup>。

14. ユニセフは、西岸の検問所とイスラエル入植地近くを過ぎて保護と付き添いを通して危険度の高い場所での学校の行き帰りに6,600名のパレスチナ人学童(3,500名が女兒)と400名の教員(300名が女性)のための安全なアクセスを促進し続けた。UNDPは、1,075名の女子学生により良い学習環境を提供し、行政的地位にある教員のために22以上の職を創出して、西岸の周縁化された地域社会で、6つの学校のための追加の教室とスポーツ施設を建てた。UNDPは、物理的インフラを強化し、ICT設備とツールを支給することにより、東エルサレムで約12,000名の女子学生の学習の改善も支援した。ガザ地区では、UNDPは、50,686名の女兒学生と教員(総計99,114名)に利益を与え、女性のために1,284の職の機会を生み出して、50の教育施設の修復と再建を完了した。

15. ガザ地区では、UNRWAは、131,554名の1年生から9年生までの生徒(48.4%が女兒)のために基礎教育と生徒が落ちこぼれるのを防ぐために生徒とその家族に精神衛生支援へのアクセスを提供した。東エルサレムを含む西岸では、UNRWAの学校に48,192名の生徒が就学した(59%が女兒)。ユネスコは、西岸で33名の学校長、ガザで14名の学校監督者とカウンセラーの訓練を通して、教室でのジェンダー配慮を確立することに重点を置いて、包摂的で子どもに優しい教育を推進した。

16. 高等教育レベルでは、大学での若い女性の就学が増え続けた。2017年に、大学教育年齢のすべての若い女性の53%が、同年齢層の若い男性の32%に比して、大学に入学した<sup>19</sup>。UNDPが支援するAl Fakhooraダイナミックな未来プログラムの下で、学術プログラムへのアクセスを可能にする100の丸4年間の奨学金のうち50が不利な立場にある背景の若い女性に授与された。

17. UNRWAは、訓練を受けた者の35%を占めているガザの650名の女性難民と訓練を受けた者の84%を占めている西岸の617名の女性難民を含め、技術・職業訓練を提供した。UNDPは、学生たちが労働市場に参入する準備をするために、東エルサレムの地区で職業訓練センターと看護学校に支援を

---

<sup>15</sup> 国連子ども基金、パレスチナ国: 学校に通っていない子どもに関する国別報告書「2018年」。

<sup>16</sup> Nader Sai-Foqahaa、岩と硬い場所に間に挟まれて。

<sup>17</sup> 国連国別チーム、パレスチナ被占領地、2016年共通の国別分析: 誰も取り残さない---パレスチナよ置ける脆弱性と構造的に不利な条件に関する観点「2016年」。

<sup>18</sup> 西アジア経済社会委員会、2018年アラブ地域の障害者 (E/ESCWA 訓練を受 A/ADD/2018/1)。

<sup>19</sup> 国連教育科学文化機関(ユネスコ)統計データベース機関、<http://data.uis.unesco.org> より閲覧可能(2018年11月にアクセス)。

提供した。ユニセフは、10,000名以上の不利な条件にある思春期の女子が学問の道が続けることができるように市民としてのかかわりと起業プログラムを通して重要な生活技術を開発し、地域社会を支援し、労働市場に参入する手助けをした。

18. Sharek 青年フォーラムとのパートナーシップで、国連ウィメンは、ラマッラの10の男子校の移動劇場を通してジェンダー平等を推進した。さらなる介入には、エルサレムとネブラスでの女兒・女性・男児・男性のための意識啓発・社会スキル訓練とガザの20の学校での意識啓発と市民教育イニシアティブが含まれた。ユネスコは、スポーツのメディア取材を通して、多様性、ジェンダー平等、平和と開発を推進するためのラジオ・ビデオ・スポット・キャンペーンを行った。さらに、劇場のパフォーマンスと美術展覧会が、農山漁村地域の男女、大学生、青年団体の会員及び女性団体と国際団体の代表と共に2018年の国際女性の日を祝うために、ガザの劇場の日プロダクションとのパートナーシップで開催された。

## B. 保健

19. パレスチナ被占領地の保健サービス施設は、医療品の慢性的な不足に直面しており、パレスチナ女性のための保健サービスの利用可能性と質に悪影響を及ぼしている。ガザでは、10年にわたる閉鎖、深まるパレスチナ内の政治分裂、悪化するエネルギーの供給、公共セクターの医療職員の首尾一貫しない支払い及び医薬品と使い捨て用品の増加する不足の結果として、保健制度は崩壊の瀬戸際にある<sup>20</sup>。継続中の危機は、高い心理的ストレスの程度に繋がっている。心理・精神衛生サービス提供者は、ガザで積極的であるという事実にもかかわらず、社会規範が、サービスの利用者が程度の高い汚名に直面し、サービスの利用はしばしば結婚可能性を制約するものと考えられているので、特に思春期の女子にとってはサービスを受けることを妨げる際にカギとなる役割りを果たしている。西岸では、許可証を制限する体制、乏しいインフラ及び兵士と入植者の脅しの結果として、移動制限が出産前・新生児・その他の病院の妊産婦ケアを必要としている妊婦にとって状況を特に危険なものにしている<sup>21</sup>。さらに、東エルサレムの外の施設は、放射線療法と核造影技術のようなある種の治療と診断の選択肢を完全に欠いている。例えば、これは、乳がんにかかった女性を含め、がん患者が東エルサレムからイスラエルへのリファーラルに依存しており、従ってサービスを受けるためにはイスラエル当局からの安全保障許可証が必要であることを意味する。

20. 国連諸機関は、保健ケア・サービスへのアクセスと質を改善する努力を継続した。UNDPは、がんにかかっている女性に直接支援が提供されている東エルサレムのオーガスタ・ヴィクトリア病院の化学療法部に第2段階の更新を始めた。西岸では、UNDPは、北部と南部の2つの病院に新しい建造物、施設、設備を提供し、Tirah村とその周辺地域からの1,660名以上の人々に利益を与える新しい保健診療所と医療実験所の建設に貢献した。UNFPAは、西岸の保健省診療所に、乳がん検査と発見を強化するための4つの先端電気記録図の超音波機を提供した。UNFPAは、診療所が北部西岸の858名の女性にマモグラフィ検査を提供することを可能にして乳がんの早期発見のための移動診療所も支援し、ガ

<sup>20</sup> 国連、人道問題調整事務所、「2018-2020年人道対応戦略」；人道問題調整事務所、「人道プレティン：パレスチナ被占領地」、2018年4月。

<sup>21</sup> Nader Said-Foqaa、*岩と硬い場所に挟まれて*。

ザの 180 名の女性にマモグラフ・サービスのための助成金を提供した。

21. ガザでは、UNDP は、400 名の子ども(そのうち 208 名が女兒)に利益を与えて、視覚障害者のためのサービス・ビルを建設した。3つの病院と1つのプライマリー・ヘルス・ケア・センターが、持続可能な事業を提供するために、光起電性の再生可能エネルギー制度を受けた。WHO は、20 の出産後のベッド、50 の出産キット、5 台の超音波機、20 の出産ベッド及び 50 の手動蘇生器を含め、ガザの中央店に器具を調達して届けた。

22. 報告期間中に、UNRWA は、330 万の医療相談を提供したが、そのうちの 194(58%)はガザの女性と女兒に対するものであり、100 万は東エルサレムを含む西岸の女性に対するものであった。2018 年の 3 月 31 日から 7 月 8 日まで、UNRWA の保健センターは、「帰還の偉大な行進」というレッテルの下で開催されたデモに関連する暴力から生じた医学的治療の 2,588 件の要請を受けた(94%が男性と男児にかかわるものであり、6%が女性と女兒にかかわるものであった)。UNRWA の地域社会精神衛生プログラムは、心理・精神衛生支援を必要とする死者と負傷者の患者と家族に専心した。

23. UNRWA は、報告期間中に、実体的な性と生殖に関する健康ケアを提供した。総計 31,358 名のパレスチナ難民女性が、妊娠前のケア・サービスに新たに登録し、ガザ地区の 39,596 名の女性が出産後 6 週間以内の産後ケアを受け、77,809 名の個人が、家族計画サービスを受けた。東エルサレムを含む西岸では、UNRWA は、産前ケアに 13,559 名の女性を登録し、12,746 名の女性に産後ケア・サービスを提供し、22,525 名の女性に家族計画サービスを提供した。

24. ユニセフは、到達が難しい場所と脆弱な地域社会を対象として、危険度の高い妊娠後の出産 2 日以内に、母親と新生児に熟練した助産師または看護師による産後戸別訪問サービスを提供した。2017 年 10 月以来、約 5,584 名の危険度の高い授乳中の母親と新生児がこれら対象を絞った産後戸別訪問サービスから利益を受け、これら訪問の 16.9%が、18 歳未満の母親にかかわるものであった。ユニセフは、子どもの発達を支援し、発達の遅れや障害を持つ子どもたちの早期介入サービスを提供する際に、20 名の女性職員、地域社会ワーカー及びヴォランティアの能力開発も支援した。

25. 国連ウィメンは、性感染症と生殖器官感染に関連するサービスを提供する際に、パレスチナ人家族計画保護協会を支援し、292 名の人々(その 245 名が女性)に利益を与えた。4 日間の訓練コースが、HIV/エイズ、性感染症及びジェンダーに基づく暴力に関して 20 名のサービス提供者の能力を高めるために行われ、3 日間の介入が、ヘブロンとベツレヘムで性感染症の高い危険にさらされている女性の意識を啓発し、任意のカウンセリング、任意のテスト及び性暴力についての意識を高めために総計 169 名の女性(その 28%は 25 歳未満であった)に関して行われた。国連ウィメンは、HIV 陽性のモルドヴァからの「チャンピオン」とパレスチナの保健セクターの行為者、サービス提供者、青年ボランティア及び市民社会代表との間の 2 日間の交換訪問を開催した。

26. パレスチナ国内公衆衛生機関を通して、WHO は、妊産婦子ども保健電子登録の実施とデータ収集と利用を促進するカスタマイズされた意見交換チェックリストを継続した。2018 年 7 月までに、西岸とガザの 427 の妊産婦子ども保健診療所のうち 182 がこの登録を利用し、危険度の高い妊娠を知らせ、その臨床管理においてケア提供者を導く手助けをした。「機関」を通して、WHO は、乳がん検査中に評価された危険要因を拡大することによりマモグラムのプロトコルを改善する手助けをし、そのプロト

コールを採用し、技術的に更新する際に、保健省を支援した。

### C. 経済的エンパワーメントと生計

27. 経済的安全保障は、パレスチナ女性にとっての課題である。経済機会と農業保有物へのその限られた分け前とその移動性制限が、その家庭資源と食糧の安全保障に貢献するその能力を制限している。女性の教育達成度<sup>22</sup>と労働力への参加との間に格差が残っている。2017年に、女性の労働力参加率は、男性の71.2%に比して、わずか19.0%であった。心配される傾向の中で、パレスチナ被占領地全体にわたる女性の失業率は、2017年に記録的高さの47.1%になり、これは過去5年を超える12%の増加であった。これと比較して、男性の失業率は22.2%であった<sup>23</sup>。UNCTADのパレスチナ人への援助：パレスチナ被占領地の経済における発展に関する最近の報告書(TD/B/65(2)/3)の中で、高等教育を受けた女性(13年以上の学校教育)が、失業者の中の最大の割合を占めていることが示された。2016年に、高等教育を受けた女性の半数が、高等教育を受けた男性の間の19%と比べて、失業していた<sup>24</sup>。雇用機会が限られているために、女性は依然として未熟練の非正規労働の分野に数が多く、彼女たちを搾取の危険と危険な労働条件にさらしている。

28. 国連ウィメンとILOは、パレスチナ女性が経営する零細・中小企業のための経済機会へのアクセスを改善することを目的とするサービスの包括的なハブを提供するラマッラでの「ワン・ストップ・ショップ」プログラムを通して、ディーセント・ワーク機会と女性の労働権の保護への平等なアクセスを推進し続けた。国連ウィメンとILOは、公正な法律、ジェンダーに配慮した政策及び積極的な労働市場プログラムを強化することにも取り組んだ。この協力の結果、意識啓発キャンペーンが、ディーセント・ワーク機会への女性の権利に関して行われ、ジェンダーの視点から労働法を見直すことに関して立場文書が発表され、労働省労働検査行政総局の既存の苦情処理メカニズムの評価が行われたが、これには、ジェンダーに対応したデータ収集、分析及び報告に関してメカニズムを強化するための勧告が含まれた。

29. UNDPは、69名の女性のための職業訓練、131名の女性のための就職及び135名の女性のための事業開発サービスを通して、東エルサレムを含む西岸で女性の経済的エンパワーメントを支援した。ガザでは、UNDPは、金融・事業開発サービスへのアクセスを促進することにより、98名の若い女性が起業家となる手助けをした。西岸とガザで、UNDPは、女性のために2,576日の一時的労働日と31の永久的職を創出した。UNDPは、ガザで30名のビジネスウーマンと女性労働者が産業セクターを再活性化する努力にかかわる手助けもした。

30. 国連ヴォランティアのプログラムは、国内の「ヴォランティア」のために39の機会を確保したが、これは26名の若い女性と13名の若い男性に利益を与えた。「ヴォランティア」は、異なった国連機関に割り当てられ、エンジニア、教育担当官、地域社会開発担当官を含め、様々な機能を支援してい

---

<sup>22</sup> ユネスコのデータは、25歳以上の女性の39.6%が2016年に少なくとも中等教育を修了していたことを示している。ユネスコ統計機関データベースを参照。

<sup>23</sup> データは、15歳以上の男女の労働力参加と失業率に関連している。国際労働機関(ILO)、「統計とデータベース」、[www.ilo.org/global/statistics-and-databases](http://www.ilo.org/global/statistics-and-databases) を参照(2018年11月にアクセス)。

<sup>24</sup> ILO、アラブ諸国地域事務所、パレスチナ被占領地：雇用診断調査(ベイルート、2018年)。

る。

31. 西岸全体を通して、FAO は、女性牧畜業者がその加工食品と家畜を売るためのスペースを生み出しているヘブロンの家畜市場の建設のような様々な生計活動に貢献した。約 200 名の女性牧畜業者が、農場管理、酪農加工、市場への出荷、衛生と安全に関する訓練から利益を受け、10 名の女性が、食品加工と食物の安全性に関する訓練を受け、25 名の女性農業者が菜園と畜産ユニットに関する訓練を受け、14 名の女性農業者が、栽培する作物の種を多様化するための現物での支援から利益を受けた。さらに、24 名の女性農業者が水栽培の貯水池の再建と建設から利益を受けた。ガザ地区では、FAO は、11 名の女性養蜂業者に、女性にとって重要な補助的生計の選択肢である蜜蜂と蜂蜜生産に悪影響を及ぼすミツバチヘギイタダニ症の治療を提供した。

32. 西岸で、UNRWA は、308 名の経済的に脆弱な女性に生活技術コーチ・セッションと事業開発サービスを提供したが、その中の 8 名が、自分の事業を開発するために後日助成金を受け、58 名が職業訓練コースを取った。総計 3,829 件のローンが女性の顧客に授与され、4 名の女性が所得創出プロジェクトを確立するための少額貸付を受けた。起業スキル訓練と少額貸付もガザ地区の女性に提供された。「機関」の社会保障ネット・プログラムは、西岸で 2,510 の母子家庭を支援し、ガザ地区では 21,341 の母子家庭を支援した。

33. 国連ハビタットは、市民社会とのパートナーシップで、東エルサレムの Wadi al -Jawz 近辺のパスチナ人社会のために安全で包摂的な公共の空間を設立し、約 17,000 の居住者に利益を与えた。安全な公共の空間は、近隣の女性とその子どもたちのニーズと野望に込めている。

34. 経済的不安定は、食糧の不安定と栄養失調の継続する高い割合と直接つながっている。2017 年 11 月現在、ガザ地区の家庭の 40%と西岸の家庭の 13%が、中程度から厳しい程度まで食糧の不安定を受けているものと推定された。母子家庭は、不相应な悪影響を受けていることが分かり、妊婦と授乳中の女性が特に脆弱であった<sup>25</sup>。食糧消費と食事の多様性を高め、栄養認識を高めるために、WFP は、半数が女性である 154,970 名の受益者に、食糧と引換券を配布し、大半が女性であるガザ地区と西岸の食糧が不安定な男女に栄養意識向上セッションを提供した。

#### D. 法の支配と女性に対する暴力

35. 法律と慣行における差別、ジェンダーに基づく暴力の大きな広がり、司法とサービスへのアクセスの欠如は、依然としてパレスチナ女性にとっての現実である。女性に対する暴力の高い割合は、国内避難民、難民キャンプと遊牧民社会にいる女性、障害を持つ女性と思春期の女子のように特定の集団内の女性、多部門的サービスへのアクセスが限られている女性のようなある集団内の女性のように、西岸とガザの脆弱な社会の間で特に懸念される<sup>26</sup>。以前に報告されたように(E/CN.6/2018/6、パラ 37)、女性に対する暴力の社会的受容と汚名による通報不足が継続して懸念される<sup>27</sup>。法制度の分裂と婚姻、離婚、子どもの後見及び相続の問題を含めた女性の人権侵害を継続して認めている法律の存在が、依然

---

<sup>25</sup> 国連、人道問題調整事務所、2018 年人道ニーズの全体像：パレスチナ被占領地(2017 年)。

<sup>26</sup> 国連ウィメン、「ジェンダー警報」。

<sup>27</sup> El Feki, Barker 及び Heilman 編、男らしさを理解する。

として女性のエンパワーメントに対する障害である。

36. OHCHR と国連ウィメンは、レスチナ国が加入している国際人権条約との整合性を求めてパレスチナ法を見直す法律調和委員会の委員を訓練した。良好な発展として、2018年3月に、名誉の名のもとに行われた犯罪と加害者が被害者と結婚する時の性犯罪を含め、罪の訴追と司法的宣告の例外として、状況を緩和するために規定されてきたヨルダン刑法のいくつかの条項の適用を廃止する法令が出された。

37. UNDP、ユニセフ及び国連ウィメンは、女性に対する暴力に関連する事件に特別サービスを提供する際に、検事総長事務所と高等司法会議を支援した。司法制度のニーズと格差を明らかにし、今後の介入を特徴づけるために、基本調査が高等司法会議とのパートナーシップで行われた。ジェンダーに配慮した標準活動手続きが特別検察官のために開発され、検事総長によって支持された。シャリア法定の裁判官を含めた司法・安全保障制度内のサービス提供者は女性の人権、ジェンダー平等及びジェンダーに基づく暴力をなくす方法に関して能力開発訓練と意識啓発セッションを提供された。UNODC は、暴力のサヴァイヴァーである女性と女兒のための司法へのアクセスを改善するために、パレスチナ刑事司法制度に支援を提供し続けた。UNODC の訓練を受けた7名の法医学医が、ジェンダーに基づく暴力の被害者がかかわる89の事件を調べ、女性と女兒に対する暴力に関連する犯罪の検事総長事務所による捜査のために実体的証拠となる法医学報告書を生み出した。医者たちは、英国マンチェスターのセント・メアリー性的攻撃リファール・センターでの個人的就職を通して追加の訓練を受けた。

38. UNFPA は、ジェンダーに基づく暴力がかかわる事件の発見、文書化、対応及びリファールに関する、233名の保健サービス提供者の訓練を支援した。「ジェンダーに基づく暴力サブ・クラスター」は、ジェンダーに基づく暴力に関連して提供されるすべてのサービスの案内地図を開発し、ジェンダーに基づく暴力の初期発見とリファールをいかに行うかに関して、ガザ地区とヘブロンで人道専門家を訓練した。ヘブロンと東エルサレムで、ユニセフは、ジェンダーに基づく暴力のリファールに関して100名の学校カウンセラーを訓練した。ガザでは、293名のカウンセラーと9,427名の教員が、ジェンダーに基づく暴力の発見とジェンダーに基づく暴力に関連するニーズを含め、特別な保護ニーズを持つ子どものリファールに関して訓練を受けた。

39. 総計19,403名のジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーが、UNFPAとそのパートナーが支援する少なくとも1つの型のサービスを受け、457のジェンダーに基づく暴力からの保護と防止に関するアウトリーチ意識開発セッションが、7,995名の受益者に届いた。パレスチナ被占領地人道基金は、特にジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーである34,178名の脆弱な女性と7,025名の女兒に支援を提供し、障害を持つ女性がガザ地区で強化された支援と保護へのアクセスを得る手助けをした。

40. 心理カウンセリングとリファールを含めた質の高いサービスへのアクセスは、いくつかのイニシアティブを通して強化された。UNFPA は、エルサレムの旧市とガザのBureij キャンプで女性と女兒のための新しい2つの安全な空間を設立した。UNFPA は、西岸の6つのプライマリー・法的・ヘルスケア診療所と1つの病院で、ジェンダーに基づく暴力事件を発見し、サヴァイヴァーを治療するための家具や医療ツールも備え付け、パレスチナ被占領地全体で7つの地域社会保護ネットワークの設立を支援した。

41. 国連ウイメンは、ガザの2,406名の女性と474名の男性に多部門的サービスを提供した。これには、ジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーである288名の女性のための事件管理支援、ジェンダーに基づく暴力の発生に関する意識啓発と1,746名の女性と474名の男性への関連サービスに関する情報、320名の女性への保健と性と生殖に関する健康サービスの支援及び52名の女性のためのリファールが含まれた。さらに、ガザの1,480の思春期の若者(1,050名の女子と430名の男子)が、心理的支援、性と生殖に関する健康サービス及び思春期の若者が主導するイニシャティヴのための助成金を提供された。国連ウイメンは、少なくとも90名の牧畜女性を含め、パレスチナ被占領地で法律に抵触している160名の女性に法的・心理的支援を提供した。

42. UNRWAは、パレスチナ難民への地域社会アウトリーチ介入を通じたジェンダーに基づく暴力の危険、意識啓発活動及び地域社会保護メカニズムに対処した。「機関」の救援社会サービス・プログラムを通して提供された意識啓発セッションは、ガザ地区の7,213名の女性と2,796名の男性に届いた。

43. 国連ウイメンは、とりわけ、家事役割りと責任、父親であること及び女性に対する暴力を取り巻くジェンダー固定観念に挑み、ジェンダー平等を達成する際に男性が果たすことのできる積極的役割に対する意識を啓発する地域の「男だから」キャンペーンを実施した。このキャンペーンの一部として、国連ウイメンは、大学生と共に地域社会の行事を実施し、ラマッラ、ネブラス及びベツレヘムで、日常生活でのジェンダー平等を提唱する男性のイメージを特徴とする掲示板を展示した。さらに、国連ウイメンは、女性に対する暴力をなくすことにコミットしているNGOの連合であるAl-Muntadaによって経営される女性に対する暴力をなくすことに関するメディア提唱キャンペーンを支援したが、これがジェンダーに対応した家族保護法を推進した。ユニセフは、学校でのジェンダーに基づく暴力といじめに対処する際に、知識とスキルを開発するために、西岸で、1,000名の思春期の男子と1,000名の女子と協力した。ガザでは、3,256名の思春期の若者(50%が女子)が、ジェンダーに基づく暴力、いじめの防止及び地域社会で暴力と闘い、良好な変化を提唱することができるようにする生活技術に関する訓練を提供された。

## E. 権力と意志決定

44. 政治生活へのパレスチナ女性の貢献は広く認められてはいるが、女性は、公的生活の様々なレベルの意思決定機関とプロセスにおいて継続して数が少なかった。パレスチナ中央統計局によれば、公共セクターでは男性に有利なかなりのジェンダー格差がある。政治的な指導的・意思決定の地位における女性の割合は、女性が事務局長のわずか12%、副大臣の16%を代表している状態で、わずか17%である<sup>28</sup>。女性は、パレスチナ内政治分裂をなくすための正規の対話努力からも大きく排除されてきた。例えば、2017年10月のカイロでのファタハとハマスの間の協定の署名に繋がった会談においても、女性は誰も参加しなかった。和解取り決めの詳細を生み出すために後日設立された技術委員会にも女性代表はいない<sup>29</sup>。こういった課題のいくつかに対処するために、パレスチナ暫定政府は、平和と安全保障アジェンダにおける女性と女児の重要な役割と彼女たちの生活に紛争が与えるインパクトに対応する際

<sup>28</sup> パレスチナ中央統計局、「2017年国際女性の日」、プレス・リリース、2017年3月7日。

<sup>29</sup> Willemija van Lelyveld 及び Wafaa Al Kafarna、「和解プロセスへの女性の参画：ガザからの視点」、パレスチナの今週、第239号(2018年3月)。

のその働きを認めている安全保障理事会決議第 1325 号(2000 年)の実施を推進する国の行動計画を採択した。

45. 若いパレスチナ難民女性のエンパワーメントと指導的地位と意志決定へのその参画を支援するために、UNRWA は、異なった分野の 45 名の女性大学卒業生に、リーダーシップと管理スキル、プロジェクト・サイクル管理及び事業オリエンテーションに関する訓練を提供し、ガザ地区で、274 名の女性大学卒業生の就職を促進した。UNRWA は、330 名の女性といくつかの地域社会を基盤とした団体を対象として、ジェンダー平等と女性の人権に関するアドヴォカシーとロビー技術に関する訓練も支援した。その結果、115 名の女性と女児が、ガザ地区でジェンダーに基づく暴力との闘いに関するアドヴォカシー・キャンペーンを組織した。ユネスコは、40 名の若いガザ女性に、平和に関するテーマを青年が主導する団体の計画とプログラムに統合する手助けをするために、青年・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議第 2250 号(2015 年)に関するオリエンテーション・セッションを提供した。

46. 西岸では、UNRWA は、673 名のパレスチナ難民女性に国連の女性・平和・安全保障アジェンダの枠組み内で訓練と活動を提供した。キャンプ内の女性プログラム・センターの女性被雇用者のための訓練は、センターの活動にかかわる女性の数を増やし、意思決定フォーラムでの女性の声の包摂を確保するメカニズムを開発することを目的とした。UNRWA と地方のパートナー団体は、社会変革、公的発言及びヴォランティア精神に重点を置いて、63 名の若い女性のためのリーダーシップ訓練プログラムを行った。UNDP に支援されて、54 名の若い女性が、市民のリーダーシップに関する冬のリーダーシップ・キャンプに出席したが、これは、12 の地域社会イニシャティヴの立案と実施に繋がってきた。

47. WFP は、その地方の食糧委員会参加者の 50%が女性であることを保障するガイドラインを設け、UN ハビタットは、地域社会代表委員会の代表者の 3 分の 1 以上が女性であり、来るべき年月でその地域社会の構造を形成する際に女性に重要な役割を与えていると報告した。

## F. 制度的発展

48. 2018 年 7 月に開催された第 70 回会期で、女子差別撤廃委員会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の実施に関するパレスチナ国の第一回報告書を検討した(CEDAW/C/PSE/1 を参照)。これは、条約機関の一つにパレスチナ国が提出した初めての報告書であった。国連ウィメンは、パレスチナ国の第一回報告書に関する初めてのシャドー報告書を準備する際に、パレスチナ女性総連合が主導する「条約」実施のための NGO 女性連合に支援を提供した。建設的対話の準備として、国連ウィメンは、「条約」、特に第 16 条を実施する能力をさらに強化するために、Musawah 団体<sup>30</sup>との協働で、4 つの省と 5 つの市民社会団体とのワークショップを開催した。OHCHR は、意識を高め、市民社会と関心のある個人がライブの放送で、ジュネーブで開催される建設的対話を視ることができるよう、会議に先立って 5 日間 1 日 3 時間放送されるラジオ・スポットを作製した。

49. パレスチナ国の第 1 回報告書に関する最終見解の中で(CEDAW/C/PSE/CO/1)、委員会は、パレスチナ国が「条約」の規定を完全に国内法に組み入れ、パレスチナ被占領地全体にわたってその実施を確保するよう勧告した。委員会は、特に、パレスチナ暫定政府が「条約」の「選択議定書」に加入し、官

---

<sup>30</sup> www.musawah.org を参照。

報で「条約」を公表し、シャリア法廷の裁判官、法律専門家及び法律執行担当官を含め、「条約」と「選択議定書」の下での委員会の法律学とその一般勧告に関して、司法職員を訓練するための具体的手段を取るようにも勧告した。

50. 女性課題省は、国連ウィメンからの技術支援で、2017-2022年部門横断的国内ジェンダー戦略の実施を推進するために、行動計画を仕上げた。国連ウィメンは、「持続可能な開発目標」の指標を「戦略」と「パレスチナ国内政策アジェンダ(2017-2022年)」と調整し、地方化する際に女性課題省を支援した。国連ウィメンは、女性の権利と公共の透明性に関して説明責任を推進するために、ツールと取組を提供して、財務省と女性課題省の上級職員のためのワークショップを通して、国内のジェンダーに対応した予算技術チームの能力を高める手助けもした。

51. ユニセフは、社会開発省、パレスチナ中央統計局及びその他の機関が、質の高い調査を行い、子どもの権利、ジェンダー平等、証拠に基づく社会政策及び社会保護改革に関して分析を行う能力を高める努力を継続した。国連ウィメンは、異なった部門にわたってパレスチナ国の男女に関する傾向と状況の状況分析の公表のための支援を含め、アドヴォカシーと政策開発のためにジェンダー平等に関するデータと情報を定期的に生み出すために、統計局とのパートナーシップを開始した<sup>31</sup>。

52. 人道問題調整事務所と国連ウィメンは、パレスチナ被占領地でのジェンダーに配慮した人道行動のために2018-2020年の新しい合同行動計画の実施を始めた。この計画の枠組の下で、ジェンダー・フォーカス・ポイントとクラスターのコーディネーターが、機関間常設委員会の新しいジェンダーと年齢マーカーに関して訓練を受けた<sup>32</sup>。

#### IV. 結論と勧告

53. イスラエル・パレスチナ紛争の解決策の継続する欠如が、パレスチナ人男女の日常生活に否定的影響を与え続けている。これは、10年以上のガザの閉鎖、政治的分裂及び繰り返され暴力のサイクルを含め、軍事的占領の継続するインパクトによって複雑化されている。最近のエスカレートする政治的緊張と暴力が、社会保護メカニズムが損害を受け、対処メカニズムが疲弊してきているので、女性と女兒にさらにストレスを与えるという結果となってきた。平和と安全保障の枠組み内での女性の権利と優先事項は、依然として対処されないままである。報告期間中に、国連は、開発-人道格差を埋め、「持続可能な開発目標」を強化する際を含め、広範な領域にわたってパレスチナ女性と女兒に対称を絞った包括的な支援を提供し続けてきた。

54. しかし、すべてのステイクホルダーは、女性の経済的エンパワメントとその経済的・生産的資源へのアクセスを改善するために、包括的にその努力を強化するべきである。パレスチナ暫定政府は、女性の働く権利とその職場での権利に関する労働法と規則の既存の格差に対処し、女性のためにディーセント・ワークの機会を拡大するべきである。

55. ステイクホルダーは、学校のカリキュラムの変更、教育と公共のメディアのキャンペーン及び男性

<sup>31</sup> パレスチナ中央統計局、*パレスチナの男女: 2017年問題と統計*(パレスチナ国ラマッラ、2017年)。

[www.pcbs.gov.ps/Downloads/book2343.pdf](http://www.pcbs.gov.ps/Downloads/book2343.pdf) より閲覧可能。

<sup>32</sup> <http://iascgenderwithagemarker.com/en/ho> を参照。

のジェンダー平等提唱者との同盟を通して、差別的な社会規範とジェンダー固定観念に対処し変革するためのイニシアティブも拡大するべきである。

56. 政府及び非政府行為者は、パレスチナ被占領地全域にわたって、司法と支援サービスへの女性のアクセスを改善する努力を拡大しなければならない。思春期の女子と障害を持つ女性の特別なニーズに対処することによって、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し対応する制度と職員の能力を高めるための手段は、この点で特に必要である。

57. パレスチナ暫定政府とその他の責務の担い手によるより強力な努力も、ジェンダー平等、女性と女兒のエンパワーメント及びその人権の享受に関する政策公約と、そのような公約を法律と慣行に変えることとの間の格差を埋めために必要とされる。パレスチナ暫定政府は、特に、行動の道程表として、女子差別撤廃委員会の最終見解を利用するべきである。「部門横断的国内ジェンダー戦略」のようなカギとなる枠組は、適切に資金調達され、その完全実施を確保するために社会的・政治的・経済的レベルでの構造的・制度的変革を伴わなければならない。安全保障理事会決議第 1325 号(2000 年)に関する国内行動計画は、適切な人材、技術的資源及び財源の配分と国際社会と関連国連機関のみならず、市民社会団体との強化された協力を通して、完全に実施されるべきである。

58. パレスチナ中央統計局及びその他の行為者によるパレスチナ女性の状況に関する質的・量的データと分析を収集し、利用する努力は、継続するべきであり、和平プロセスと和解と人道努力を導くことにより、パレスチナ国におけるすべての政策策定・企画・プログラム形成イニシアティブを特徴づけるべきである。

59. サービスを維持しようとする UNRWA の努力は、資金提供危機に鑑みてますます困難になってきている。継続し維持される支援を保障しようとするドナーによる努力の強化は、妊産婦・子ども保健ケア、安全な性と生殖に関する健康ケア・サービス及びジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーのためのサービスへのアクセスを改善するために必要とされる。

60. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、中東で平和を実現するための基本である。国連は、関連安全保障理事会決議、1967 年に始まった占領の終結及び主権のある、民主的で、独立可能な、ゆるぎないイスラエルと平和裏に並んで存在する隣接するパレスチナ国の設立に基づいて、中東での正当で永続的で包括的な平和の実現に向けて働き続けるであろう。これは、エルサレムをイスラエルとパレスチナの首都として、2 国が平和と安全保障と相互承認の中で並んで暮らし、交渉を通してすべての最終的地位の問題が永久的に解決され、両国民の正当な野望が達成されるという夢を実現して初めて可能となる。

女性に対する暴力撤廃支援国連信託基金の活動に関するジェンダー平

# 等と女性のエンパワーメントのための国連機関報告書(A/HRC/41.3-E/CN6/2019/7)

## 事務総長メモ

### 概要

事務総長は、CSW と人権理事会に、総会決議第 50/166 号に従って準備された、女性に対する暴力を撤廃するための行動を支援する国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関(国連ウィメン)の報告書を、ここに謹んでお伝えする。

### I. 全体像

1. 女性に対する暴力を撤廃するための行動を支援する国連信託基金は、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすための努力を支援する世界的・多国間・助成金授与のメカニズムである。1996 年に総会決議第 50/166 号によって設立された信託基金は、国連システムを代表して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)によって管理されている。国連ウィメンとその地域・多国間・国別事務所の強力な制度的支援を得て、機関間プログラム諮問委員会<sup>33</sup>を通じた国連システムの他の機関と密接に協力して、信託基金は、女性と女兒に対する暴力を防止し、撤廃する集団的努力を推し進める際に、重要な役割を果たしている。
2. 信託基金は、①基本的で安全で適切な多部門的サービスへの女性と女兒のアクセスの改善、②法律・政策・国内行動計画及び説明責任制度の実施の推進、③女性と女兒に対する暴力の防止の推進という 3 つの優先領域で、女性と女兒に対する暴力に対処し、防止し、究極的にはなくすための複数年にわたるプロジェクトを支援するために資金を集め、配分している。信託基金は、①女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすための結果志向の取組の支援、②助成金受領団体から集められた世界的証拠からの学習の触媒、③そのユニークなマンデートの強化と女性と女兒に対する暴力を防止し、なくす際の国内と地方の作業への持続可能な資金調達を提唱し、育成するための力の結集という 3 つの戦略的方向を通してこれを行っている。
3. CSW63 と第 41 回人権理事会のために準備された本報告書は、2018 年の信託基金のインパクトと業績を描写するものである。
4. 女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力は、すべての世代にわたり、地理的境界はなく、人権の成就と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」(総会決議第 70/1 号)の達成に対する主要な障害として認識されてきた。全世界で女性の 70%もが、生涯で親密なパートナーによる身体的または性的暴力を経験て

<sup>33</sup> 2018 年に、世界・地域レベルのプログラム諮問委員会の委員には以下が含まれた: 国連人権高等弁務官事務所、国際労働機関、紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表事務所、国連麻薬犯罪事務所、国連開発計画、国連教育科学手文化機関、国連人口基金、国連子ども基金、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関(国連ウィメン)、紛争中の性暴力に反対する国連行動、国連難民高等弁務官事務所、国際移動機関、世界食糧計画及び世界保健機関。女性世界リーダーシップ・センター、イクオリティ・ナウ及び性暴力調査機関を含む政府間機関及び世界レベル・現地レベルのその他の専門家も、助成金授与プロセスに積極的に関わった。

きた<sup>34</sup>。今日生きている少なくとも2億人の女兒と女性は、女性性器切除が最も広がっている30か国で、何らかの形態の女性性器切除または割礼を受け、大多数の場合、女兒は5歳になる前に切除された<sup>35</sup>。今日生存している7億5,000万人以上の女性が、18歳になる前に結婚し、約2億5,000万人が、15歳になる前に同棲していた<sup>36</sup>。

5. 近年、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすために活動している提唱者と活動家が、世界中の暴力のサヴァイヴァーの決意と勇気のお陰で、変革の必要性に対するさらな公共の意識を目撃してきた。女性と女兒に対する暴力についての会話がより頻繁になり、彼女たちが長い間沈黙してきた公共の言説の領域に浸透してきた。本報告書で示された信託基金受領団体は、全世界で自国の言説にかかわった何百万人の人々の中にある。彼らは、より幅広い討議から力とインスピレーションを引き出しているかも知れないが、女性と女兒に対する暴力にどのように最もうまく対応するか、大いに必要とされる変革をどのようにもたらすかについてのその評価は、その特定の環境についての知識に根差している。従って彼らはニーズを明らかにし、地方の視点から変革を導く理想的な立場にあり、これが代わって、女性と女兒の生活に持続可能な変革をもたらす重要な構成要素となる。

6. 信託基金が特に重点を置いているのは、「2030 アジェンダ」の実施において、誰も取り残さないことを保障するために活動している小さな女性が主導する団体及びその他の団体への支援の提供であった。しばしば、最も取り残されてきた女性と女兒の集団には、人道状況での暴力のサヴァイヴァー、障害を抱えて暮らしている女性と女兒、レズビアン・バイセクシュアル・トランスジェンダー・間性の女性及びHIV/エイズと共に暮らしている女性が含まれる。

7. 女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすための、維持され、増額された資金提供を確保することは、依然として信託基金の努力の核心にある。信託基金は、とりわけ、それが作り出す資金が、いかに助成金受領団体がその特定の作業プログラムを推進し、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすための効果的戦略に関する知識と経験を分かち合う際にユニークな役割を果たすことができるようにしているかを示すことにより、資金の必要性に注意を引き続けてきた。

8. 2018年12月現在、オーストラリア、オーストリア、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、カザフスタン、リヒテンシュタイン、オランダ、ノルウェー、スイス、トリニダード・トバゴ、英国及び米国の各国政府は、信託基金の第22回助成金授与サイクルに寄付をした。支援は、ドイツ、アイスランド、スウェーデン、英国及び米国の国連ウィメン国内委員会、並びに民間セクターのパートナーである国連ウィメン平和協会からも Soko からも受領された。

9. 2018年に、信託基金は、70の国々と領土での女性と女兒に対する暴力を防止し、対処することを目的とする125のプロジェクトを管理した<sup>37</sup>。

---

<sup>34</sup> 世界保健機関、衛生・熱帯医学ロンドン校及び南アフリカ医学調査会議、*女性に対する暴力の世界・地域推定: 親密なパートナーの暴力とパートナーでない人からの性暴力の広がり*と保健上の結果(ジュネーヴ、世界保健機関、2013年)。

<sup>35</sup> 国連子ども基金(ユニセフ)、*女性性器切除/割礼: 世界的懸念*(ニューヨーク、2016年); 及びA/71/209、パラ15。

<sup>36</sup> ユニセフ、*子ども結婚をなくす: 進歩と見通し*(ニューヨーク、2014年)。

<sup>37</sup> アルバニア、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブラジル、ブルキナファソ、カンボディア、カメルーン、チリ、中国、コロンビア、コンゴ、コスタリカ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、エクアドル、

10. 2017年12月に終了した信託基金の第21回提案の呼びかけに応じて、求められた資金提供の総額は、5億2,800万ドル以上であった。その呼びかけの中で、信託基金は、小規模団体(年間の活動予算が20万ドル未満の団体)に特に重点を置いて、主として女性の権利団体と女性が主導する団体(女性が指導的地位の少なくとも51%を占めている団体)を中心とした。この重点は、全世界で、多数の女性が主導する団体はその吸収能力のために少額の助成金を要求する傾向にあることを明らかにする調査に基づくものであった<sup>38</sup>。女性団体の年間事業予算を分析して、この調査の著者たちは、90%以上が、信託基金の小規模団体の定義に沿う年間事業予算20万ドル以下であることを発見した。

11. 総計で、25の国々と領土の31の団体が、第21回助成金授与サイクルで、総計1,100万ドルの助成金を授与された。

12. 小規模団体に対象を絞って重点を置いたことで、信託基金は、女性が主導する団体へのそのアウトリーチを高めることができた。その結果、さらに多くの割合の要請がその集団から出てきた。つまり、すべての応募団体の41%が、前応募サイクルの33%に比して、そのように自分たちを定義づけている女性団体によって提出された。上に定義したような小規模の女性が主導する団体は、応募の81%を占め、応募の83%は、女性が職員の51%以上を占めている団体によって提出された。

## II. 持続可能性を築く

13. ますます増える一連の証拠が、女性の権利団体と女性が主導する団体の特別な専門知識が、女性に対する暴力をなくすことを目的とするプログラムが良好な変革を確保する際に効果的であることを保障する際の主導的要因の一つであることを示している。同時に、女性に対する暴力をなくし防止するイニシアティブに配分される資金の歴史的に低いレベルの結果の一つが、この問題と取り組んでいる団体、特に比較的小さな団体の行政・ガバナンス能力が比較的未開発であったことであった。この理由で、小規模団体の金融・事業能力の開発を優先することが、依然として信託基金のアドボカシー努力のカギとなる重点であった。

14. 2018年のその第21回助成金授与サイクル中に、信託基金は、その女性団体へのアウトリーチを改善するために、その少額助成金授与モダリティ(12,5000ドル未満の助成金)を拡大し続けた。つまり、助成金を受けた31団体のうち、28が、女性が主導するものであり、18は女性の権利団体であり、11が小さな団体であった。そのアドボカシー努力を通して、信託基金は、その業績を示し、変革をもたらす効率的で費用対効果のある方法についてより幅広い関心のある一般の人々に伝えるプラットフォームの数を増やすことにより、これら団体のプロフィールと可視性を高めることを求めてきた。訓練と能力開発は、依然として信託基金のオンラインと対面ワークショップの作業のカギとなる領域であった。

---

エジプト、エルサルヴァドル、エチオピア、フィジー、グアテマラ、グアイアナ、ハイティ、ホンデュラス、インド、イラク、ヨルダン、ケニア、コソヴォ(安全保障理事会決議第1244号(1999年)の下で)、キルギスタン、レバノン、リベリア、マダガスカル、マレーシア、マリ、マーシャル諸島、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ミャンマー、②パール、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、モルドヴァ共和国、ルワンダ、セルビア、シエラレオネ、ソロモン諸島、南スーダン、タジキスタン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、ヴェトナム、ザンビア、ジンバブエ及びパレスチナ国。

<sup>38</sup> AngeRika Arutyunova 及び Cindy Clark、「葉に水をかけ、根を枯渇させる：女性の権利団体のための資金調達の状態とジェンダー平等」、開発における女性の権利協会(カナダ、トロント、2013年)。

例えば、基金は、プロジェクトの立案、監視と評価、金融・事業管理、倫理と安全性に関するセッションを含め、「プロジェクト協力協定」に従って、助成金に対する説明責任をどのように確保するかについて、2017年に開発された10のオンライン訓練モジュールを実施してきた。コースは、新しい信託基金助成金受領団体とその実施パートナーに公開され、すべての現在の助成金受領団体に再教育訓練として提供されている。2018年12月までに、セッションは3か国語のライブで提供され、より幅広い参加と確保し、知識を分かち合うために録音された。

15. 小さな助成金受領団体は、現在、信託基金の活動中のポートフォリオにわたって、27の国々と領土でプロジェクトを実施している。彼らが行っている活動の範囲の例は以下に示されている。

16. アルメニアでは、女性支援センターが、サヴァイヴァーを支援するために国の対応プログラムを構築したドメスティック・ヴァイオレンスのためのプロジェクトを実施した。このプロジェクトを通して訓練を受けた人々は、443名の女性と女兒にカウンセリング、シェルター及び支援サービスを提供したが、その中の41名は難民の地位を求めまたは国内的に避難し、336名は、ドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーであった。ガイドラインと地域社会の行動計画が仕上げられ、この分野のカギとなる行為者に広く普及され、さらなる多部門的協力のための枠組とドメスティック・ヴァイオレンスに関する法律を実施するためのメカニズムの開発を確立した。支援センターは、司法省と社会問題省の代表との会議をいくつか開催し、特にドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーのためのシェルターの管理に関して好事例に関する情報とフィードバックを提供した。信託基金が支援した2年間のプロジェクトの直接的結果として、センターは、ドメスティック・ヴァイオレンスに対処するためのメカニズムとプロトコルの開発を手助けするために、警察からの接触も受けてきた。

17. カンボディアでは、Samatapeap Khnom 団体が、程度の高いドメスティック・ヴァイオレンスが広がっている28の都会社会より成る Chey 地区での家庭内暴力の被害者の能力と自治を強化するために、3名のソーシャル・ワーカーの募集と訓練を含めたプロジェクトを実施している。このプロジェクトは、家庭内暴力の危険にさらされている72名の女性またはサヴァイヴァーを明らかにし、週ごとのフォローアップ家庭訪問を含め、彼女たちに心理的支援を提供してきた。女性の中には、緊急保健ケアに照会された者もあり、安全なシェルターとその法的権利についての情報から利益を受けた者もある。さらに、6月の調整会議は、特にリファール・サービスとサヴァイヴァーを支援するための今後の計画を討議するために、14の地方自治体と11名のNGOパートナーを集めた。

18. グァイアナでは、団体 Help and Shelter が、地域社会を基盤とした枠組内で合意、かかわり、能力を築くことによって、3つの学校と2つの地域社会で性暴力とジェンダーに基づく暴力に対処し防止するためのプロジェクトを実施している。総計298名の生徒---10歳から17歳までの138名の女兒と160名の男児---が、意識啓発セッションに参加してきた。カバーされるトピックには、ドメスティック・ヴァイオレンス、家庭内暴力、子ども虐待、思春期、子どもの権利及び助けと支援をいかに得るかが含まれる。これまでのところ、総計85名の生徒---45名の女兒と40名の男児で、そのうちの44は新事例)がカウンセリングを受けてきた。4つの能力開発訓練セッションが、52名の教員によって世話されている。対処されるトピックには、ジェンダー平等、子ども虐待、保護・対応・リファール制度が含まれた。

### III. 戦略が導く助成金授与

19. 2015-2020年のその戦略計画に沿って、信託基金は、その助成金授与を①女性と女兒に対する暴力の第一次的防止に関する作業の支援、②暴力サヴァイヴァーのための多部門的サービスへのアクセスの強化と改善、③国内法・政策・行動計画の実施の強化という3つのカギとなる目標に助成金授与の重点を置いている。これら領域での助成金受領団体のカギとなる業績の例が以下に示される。

#### A. 女性と女兒に対する暴力を防止する

20. 女性と女兒に対する暴力の防止は、信託基金によって資金提供されるほとんどのプロジェクトのカギとなる要素である。社会的態度が形成されつつある年齢での早期介入が変革を効果あらしめるために特に重要であるので、信託基金は、学校及びその他の教育の場を女兒にとって安全な場所にするを目的とする多くのプロジェクトを支援している。基金は、現在、130の対象校で、女性と女兒に対する暴力を防止し対応することを目的として、カリキュラムを改善しまたは政策・慣行・サービスを実施するために活動している8つの助成金受領団体を支援している。

21. ケニアでは、団体 Tocaire が、基本的権利、経済・職業スキル、"SASA! Faith"方法論を用いた地域社会のかかわりと意識啓発訓練を通して、地域社会レベルのジェンダー変革的変化の育成を含め、エンパワーメント活動を通して女性と女兒に対する暴力を減らすために、Nakutu 町の8つの非正規の入植地で思春期の女子と若い女性に重点を置いたプロジェクトを実施してきた。この訓練のお陰で、新しい自信と高められた自尊心を含め、高いレベルの経済的・個人的力を今では身に着けた150名の思春期の女子と若い女性が18の所得創出事業の立ち上げに乗り出している。さらに、総計83名の女兒が職業市場または自営業のための職業スキル訓練に登録している。SASA! Faith モデルは、宗教社会を女性に対する暴力の底辺に有る原因に関する対話と3,500人以上の人々に届く公共フォーラムを通して大規模意識啓発活動にかかわらせてきた。さらに、様々なセクターからの250名以上の第一線のワーカーが効果的で質の高いサービスを提供し、女性と女兒に対する暴力を防止する法律を実施するために、能力開発活動に参加した。この点で、41の事件が継続中で、性暴力に対する3つの有罪判決が2018年末までに確定した。

22. トルコの母親と子ども教育財団は、家庭内で改善された態度をジェンダーに配慮した非暴力的行動に変えるために、信託基金が支援した以前のプロジェクト「暴力のない家庭のための父親訓練」を土台としてきた。このプロジェクトの最初の6か月の評価は、女性とその権利と程度が落ちたドメスティック・ヴァイオレンスに対して、認識され通報される程度が高くなった支援を受けてきたことを明らかにした。2018年1月から6月までに「財団」が開催した47のセッション中に、388名の母親が変化する家庭の雰囲気についての経験を分かち合ったが、彼女たちはこれを配偶者の態度の変化に関連付けた。詳細な面接中に、女性たちは、配偶者の攻撃的な傾向がほとんどなくなり、攻撃的な行為に対する意識と変わりたいとの意向をよりあからさまに口で言うようになったと報告した。

23. 早期・子ども結婚は、シンド社会財団によってパキスタンで実施されたプロジェクトの重点であった。全体的目標は、シンド州の3つの地区の30の村の女兒が早期結婚を強制されることからより良く保護されることを保障することであった。最終評価で、プロジェクトが知識を高め、早期結婚から女兒を保護することに向けて態度を変えたことがわかった。このプロジェクトは、早期結婚から保護された

10名の娘が学校に戻った---そのうち3名はプロジェクトを通して訓練を受けた警察官によってとられた時宜を得た行動の結果---ことを含め、3,915名の初等・中等受益者に届いた。

## B. 多部門的サービスへのアクセスを改善する

24. 信託基金の2番目の優先領域は、基本的で、安全で、適切な多部門的サービスへの女性と女兒のアクセスを高めることである。信託基金が受領した資金提供の多くの応募には、ある形態のサヴァイヴァーのためのサービス提供、とりわけ、心理的カウンセリング、医療ケア及びシェルターのようなサービスの推進と提供並びに法的援助の提供を通じた司法へのアクセスが含まれる。サービス提供者の訓練も、女性と女兒の基本的で、安全で、適切なサービスへのアクセスを高めることを目的とするプロジェクトの重要な構成要素である。2018年に、信託基金は、4,600名近くの女性と女兒が専門の支援サービスにアクセスを得る手助けをする19の助成金受領団体の作業を支援した。

25. 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国で、女性フォーラム Tetovo は、ドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーに、調整された、多部門的な支援サービスを提供する3年のプロジェクトを実施するために信託基金からの少額の助成金を利用している。ドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーは、ワークショップの第一サイクルに参加するよう募集され、女性フォーラムは、公共の情報を増やし、Tetovo 地域でドメスティック・ヴァイオレンスについての対話を始めるために活動してきた。様々なメディア資料が立案され、公表され、配布されてきたが、これがドメスティック・ヴァイオレンスとサヴァイヴァーが利用できるサービスに対するさらなる意識啓発に貢献してきた。これは、通報されるドメスティック・ヴァイオレンス事例の数のかなりの増加に反映されているように、女性が暴力に反対して声を上げ、サービスと支援へのアクセスを得る手助けをする際に成功してきた。

26. リベリアでは、グランド・ケイプ山とセス河郡の6つの地区の家庭と地域社会内の暴力に対処する監督教会救援開発団体によって実施されたプロジェクトの最終評価が、親密なパートナーからの通報された暴力がかなり減少し(14.8%から5%に減少)、パートナーでない者からの通報された暴力もかなり減少してきた(16.1%から2.6%に減少)ことを明らかにした。プロジェクトに参加し、様々な行事でジェンダーに基づく暴力に反対して声を上げた宗教指導者の数も大変に多かった(97%)。この成功とプロジェクトによって生み出された学習の可能性の結果、この団体は、信託基金の「招待のみ」の窓口の下で、これを拡大するための新しい提案を提出するよう勧められ、選抜プロセスにまで進んで成功した。新しいプロジェクトには、①ジェンダーに基づく暴力を防止し、対応するための宗教指導者のツールキットの拡大、②それぞれの地域社会で女性に対する暴力に反対して声を上げ、さらに効果的にサヴァイヴァーを支援するために基督教とムスリムの宗教指導者をエンパワーする手助けをする促進ガイドをさらに開発すること、③青年のかかわり作業を拡大し、統合することが含まれる。このプロジェクトは、4つの郡の14の地区を目的としており、リベリアの宗教間会議の委員とジェンダー・子ども・社会保護省の職員の継続するかかわり、並びにサービス、特にすべての郡に安全な家を提供することを通して、持続可能性が保障されるであろう。

## C. 法律と政策の実施を育成する

27. 多くの信託基金助成金受領団体は、法律を国際人権基準に沿うようにし、有害な伝統的慣行をなくすために法律、規則、プロトコルを実施し、暴力を防止し、被害者を保護し、その司法への権利を保

証するために国家がそのその相当の注意義務を行使する責務を果たすよう奨励するために活動している。2018年に、信託基金助成金受領団体は、サヴァイヴァーを保護し、加害者を裁判にかけられるための新しい国内法と政策を提唱する際に役立った。例えば、エクアドルでは、ACDemocraciaが実施したプロジェクトは、アンバト、ペリレオ及びバニョス地域の暴力サヴァイヴァーである女性と女兒がより効果的な司法制度にさらにアクセスできることを保障することを目的とした。このプロジェクトは、法改革に影響を及ぼし、文化的規範を変えることにより女性の権利保護のための規範的枠組と政策の適用を推進することも目的とした。このプロジェクトは、国内・国際メディアの放送を含め、様々な公表イニシアティブを通して暴力を受けずに暮らす女性の権利に関する情報を少なくとも2万人の人々に提供できた。ACDemocraciaは国内女性連合と国連ウィメンと共に、2018年1月にエクアドル議会によって承認された新しい「女性に対する暴力防止根絶包括法」の採択を提唱する際に、重要な役割も果たした。

28. 信託基金の支援で、Ennakhil協会は、モロッコの最も貧しい地域と考えられているマラケシュ・サファイヤ地域でプロジェクトを実施している。このプロジェクトは、男性と男児のみならず、市民社会と宗教団体の構成員とかかわることにより、10歳から19歳までの女性と女兒の生活に良好な変化をもたらすことを目的としている。特に、このプロジェクトは、学校におけるジェンダーに基づく暴力に関する政府の政策を改善し、若い男児と女兒の間でジェンダーに基づく暴力に対する理解を高めることを目的としている。

29. ペルーでは、Red nacional de promocion de la mujer団体が、1980年代と1990年代に紛争関連の暴力の被害者であった高齢女性に対する暴力を減らすことを目的として、アヤクチョとワヌコ地域で、プロジェクトを実施している。このプロジェクトは、自分の権利についての意識を高めことによって、487名以上の女性をエンパワーしてきたが、その44%は60歳以上であった。同輩同士の意見交換ワークショップを通して、助成金受領団体は、様々な団体からの210名以上の高齢女性と学生と青年グループを含めた286名の男性とその他の女性に到達した。助成金受領団体は、参加型のニーズ評価、意識啓発及び訓練ワークショップとコミュニケーション・キャンペーンの開発への包括的取組を採用したが、すべてが権利、異文化間性、ジェンダー及び高齢化に重点を置いた。このプロジェクトは、地方公務員間の意識を高め、ジェンダーと年齢に配慮した公共政策の提唱も目的とした。このプロジェクトの実施の直接的結果として、高齢女性が今では地域社会調査委員会と貧困削減に関する地方自治体のラウンドテーブルの一部となっている。さらに、女性の権利侵害の象徴的事件が見直され、現在までに一つの事件が、サヴァイヴァーに有利になるように決定され、残る3つは、決定を待っているところである。助成金受領団体は、信託基金助成金の長さを超えてこのプロジェクトの核心となる領域のいくつかを継続して実施するための追加の資金を動員することもできた。

#### IV. 誰も取り残さない

30. 助成金は、「持続可能な開発2030アジェンダ」の普遍的包摂性を反映して、誰も取り残さないという原則を体現するプロジェクトに授与され続けてきた。例えば、5つの新しいプロジェクトは、暴力のサヴァイヴァーであり、人道危機の状況で、強制的に移動させられてきた---難民としてまたは国内避難民として---女性と女兒のニーズを支援しており、9つは、障害を持つ女性と女兒に対する暴力を防止

し、なくすことを目的としたプロジェクトを支援している。信託基金は、誰も取り残されないことを保障するために、サービスを受けていない周縁化された女性と女兒に対する暴力をなくすために、2,300 万ドル以上を投資している。この領域での助成金受領団体の作業の例が以下に示される。

#### A. 人道危機に対応する

31. 2017 年以来、信託基金は、強制移動と難民危機の状況で女性と女兒に対する暴力を防止しなくすことを目的とする特別資金提供窓口の下でプロジェクトを支援してきた。中・長期的介入に向けて活動している草の根の女性団体に優先権が与えられてきた。長期的ニーズと永続的解決策を見つけることに重点を置くことによって、信託基金は、人道と開発の格差を埋めることに貢献し、局地解決を奨励することを求めてきた。

32. 特別資金提供窓口の 2 年目で、信託基金は、この領域に関連する 5 つの新しいプロジェクトに 250 万ドルを授与した。2018 年に実施が始まったこの特別窓口でのプロジェクトには、近隣のニカラグア、アからコスタリカに入国した女性と女兒に対する暴力に対処するために信託基金からの少額助成金を利用している女性主導の団体 Cento de Derechos Sociales de la Persona Migrante 財団が含まれる。このプロジェクトは、ニカラグアからの女性と女兒に自分の権利についての情報と金融・心理支援のために専門のサービスとネットワークに彼女たちを照会することを目的としている。ケニアでは、女性が主導する団体であるケニア難民コンソーシアムによって実施されているプロジェクトが、サヴァイヴァーの司法へのアクセスを改善するために、ナイロビとガリッサ地域で多くが約 20 年もそこにいるソマリア難民に取り組んでいる。パスタナ国では、女性の課題技術委員会が、強制移動させられまたはその危険にさらされている女性と女兒に主として重点を置いて、西岸の C 地区の 6 つの地域社会でプロジェクトを実施することになっている。このプロジェクトは、危険にさらされている女性の司法へのアクセスを妨げている格差に対処することを目的としている。

33. 9 月に、信託基金は、人道状況にある女性と女兒に対する暴力をなくすことに取り組んでいる 8 つの現在と新しい助成金受領団体をかかわらせて、アンマンで 5 日間の知識交換ワークショップを開催した。このイベントは、助成金受領団体が能力のプログラム上と事業上の格差に対処し、学習と知識を交換し、内部の目的にも外部の目的にも利用できる形式で知識を文書化するための訓練にアクセスを得る機会を提供した。訓練のニーズ評価に続いて、信託基金は、この一団のニーズにふさわしいコースとして、「活動範囲訓練パッケージ」を明らかにした。「活動範囲」は、最も広く知られ、国際的に認められた一連の共通の原則と人道対応の救命領域の普遍的な最低基準の一つである *活動領域* ハンドブック、*人道チャーター及び人道対応の最低基準* を通して、その支持基盤、ドナー、悪影響を受けている母集団に対する人道行為者の人道援助と説明責任を改善することを目的としている。全体的に、この訓練は、知識の改善にインパクトを与えた。ワークショップの知識交換と文書化の側面に関しては、参加者たちは、自分たちの活動に適用できる新しい知識を得たと報告し、カギとなる教訓と解決策が、分かち合い、適用でき、さらにテストできるものとして、文書化の練習のフォローアップが強調された。

#### B. 障害を抱えて暮らしている女性と女兒のニーズに対処する

34. 全世界で、障害を持つ女性と女兒は、一般の女性と女兒が直面するよりも約 3 倍レイプの危険に直面しており、ジェンダーに基づくその他の形態の暴力を経験する可能性は 2 倍であり、よりひどい傷害

を受け、より長引く虐待を受ける可能性もより高い<sup>39</sup>。2018年の提案の呼びかけで、障害を持つ女性と女兒に対する暴力に関する第一回特別テーマ別資金提供窓口の下で総額6,400万ドルを要求して、69の国々と領土から173の応募が受領された。この長い間サービスが欠けていた集団の女性と女兒のニーズに対処するプロジェクトを支援することが信託基金の優先事項であり、信託基金はこの窓口の下でのプロジェクトに総額290万ドルの9つの新しい助成金を授与した。新しい助成金は、ロンドンでの世界障害者サミットで、2018年7月24日に発表され、英国国際開発省、国際障害者同盟及びケニア政府によって共同後援された。

35. この作業の領域で2018年に助成金を授与された新しいプロジェクトの中に、「課題に挑戦する女性」によってケニアで実施されたプロジェクトがある。これは、障害を持つ女性と女兒に対する暴力を減らし、虐待者の有罪判決率を高めるために、民族的に多様な3つの場所に重点を置いている。助成金受領団体は、態度、保護メカニズム及び多部門的サービスを改善するためにサービス提供者と第一線の対応者と協力している。助成金受領団体は、東アフリカで地域社会開発に広範な経験を有している英国に拠点を置くNGOであるアドヴァンテージ・アフリカとKibwezi障害者団体という2つのパートナーと密接に協力もしている。このプロジェクトは、エンパワーメント活動に女性をかかわらせ、サービス提供者の能力を支援し、地域社会の場で女性に対する暴力についての劇を作成して上演する際に経験を有している地域社会の演劇グループTwawezaを通して地域社会劇場プログラムを開発し、提供している。

36. 障害を持つ女性によって、障害を持つ女性のために運営されているパステナ国の唯一の協会である希望の星協会によって実施されているプロジェクトは、多部門的サービスへの西岸とガザの障害を持つ女性と女兒のアクセスを改善することを目的としている。

37. 「障害と開発行動」は、家庭内暴力のサヴァイヴァーであるかまたはその危険にさらされている障害を持つ女性と女兒がかかわる現在の信託基金助成金受領団体であるカンボディア女性危機センターの作業に基づいて、その作業を拡大するために6つの地区でプロジェクトを実施しており、助成金受領団体がお互いの好事例から学ぶことができるようにする際に、信託基金が果たす重要な役割を強調している。地方の女性・障害者団体とパートナーを組んで活動しつつ、この助成金受領団体は、女性障害者ネットワークが初期防止努力を導く能力を高めることを目的としている。これには、「SASA! 宗教」の地域社会動員方法論の適合、社会規範を変えることに貢献する良好なロール・モデルの利用及び初期防止への重なり合う取り組みをより良く理解するための調査が含まれる。

38. 新しいサイクルで授与された助成金の中には、信託基金の招待のみの窓口の下で資金提供されているものもある。資金提供の1回目での結果の質に基づいて、この型の助成金は、通常の3年間の一時停止を回避する資格があり、2回目の助成金に応募している。第一回目のプロジェクトの結果は、強化され、見習われる可能性を示すか、2回目の助成金で土台にできる重要なインパクトを示さなければならない。この類には今では9つの助成金受領団体があり、以下に強調されている2つは、障害を持つ女性と女兒のニーズに重点を置いている。

---

<sup>39</sup> Stephanie Ortoleva 及び Hope Lewis、「忘れられた姉妹---障害を持つ女性にタイル暴力に関する報告書: その性質、範囲、原因及び結果の全体像」、東北公法理論部調査文書シリーズ、第104号(東北大学、ボスニア、2012年)。

39. 「Leonard Cheshire 障害者ジンバブエ」によって、ジンバブエで実施されたプロジェクトの最終評価で、この団体が障害を持つ女性と女兒の生活にかなりの変化を起こしたことが分かった。ジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーである 738 名の障害を持つ女兒と女性が、実用的な援助と専門の支援サービスをを受けた。二つ目のプロジェクトは、この業績を土台として、高い割合の貧困、HIV/エイズ及び障害を持つ女兒と女性に対する暴力が存在する 6 つの農山漁村のサービスの乏しい地区に重点を置いている。このプロジェクトは、必要に応じて精神的評価を標準化し、分権化するために、保健・子どもケア省との協力を含む既存の戦略に倣い、新しい側面を導入している。この変化は、最初のプロジェクトで学んだ教訓の直接的結果であり、これを通して、精神的評価のためにハラレまで旅するという法的要件が司法に対するかなりの障害であることが分かった。助成金受領団体は、全国にわたって 35 の障害者団体とその他の地域社会グループと強力なパートナーシップを確立し、政府の被害者に優しい制度と協力し、「ジンバブエの障害を持つ女性と女兒の権利を推進する」と題する国連教育科学文化機関、国連人口基金及び国連開発計画の合同イニシャティヴと協働している。

40. セルビアの「精神障害者権利イニシャティヴ」の最終評価で、これが始めたイニシャティヴが精神障害を持つ女性のための制度的・政策的変革を推進する際に成功をおさめ、総計 100 名の女性が、プロジェクト関連の活動にかかわった結果として、保護メカニズムに対するその意識を高めたことが分かった。このプロジェクトの参加者たちも、2020 年までに障害を持つ人々の立場を改善する国の戦略と関連国際人権条約に沿う重要な言及を含む関連国内計画に貢献した。2018 年に助成金が授与された新しいプロジェクトは、居住精神病施設、地域社会の居住取り決めまたは支援居住取り決めのような保護施設にいる女性と女兒のニーズに重点を置いて、作業を強化しこれに基づくことを求めている。知識と自信を築く活動の普及を通して、このプロジェクトは、セルビアの精神障害を持つ女性と女兒がさらなる支援を受け、保護施設での暴力を受けない生活を送るようエンパワーされたと感じることを保障することを目的としている。集中訓練コース、モジュール及び基準も、施設での暴力のサヴァイヴァーを含め、障害を持つ女性のためのサービスを改善するために、サービス提供者に提供されるであろう。

### C. レズビアン・バイセクシュアル・トランスジェンダー女性

41. レズビアン・バイセクシュアル・トランスジェンダーの女性は、そのニーズが歴史的にサービス不足で、もし誰も取り残さないという目標が達成されるべきものならば、対処される必要のある危険にさらされているもう一つのカギとなる集団である。信託基金は、レズビアン・バイセクシュアル・トランスジェンダーの女性に対する暴力を防止し、なくすためにサービスの提供を改善し、有害な差別的態度と考え方を変えるいくつかのプロジェクトに投資している。例えば、中国で、「平等」という団体が、パートナーとの協働で、特にレズビアン・バイセクシュアル・トランスジェンダーの女性と HIV/エイズと共に暮らしている女性と女兒、7 つの省と地方自治体の若い女性に重点を置いて、暴力の女性サヴァイヴァーをエンパワーするためのプロジェクトを実施するために信託基金からの少額の助成金を利用した。このプロジェクトの最終評価で、この対象グループの数十名の女性がドメスティック・ヴァイオレンスと関連する法律についての知識並びにサヴァイヴァーの支援ネットワークを築くために必要なスキルを得たことが明らかとなった。プロジェクトが、対象グループの間で、ドメスティック・ヴァイオレンスを防止する市民社会団体のネットワークを強化することに成功したことも分かった。

42. マレーシアでは、"Persatuan Kesedaran Komuniti Selangor"または「マレーシアをエンパワーする」が、性暴力とジェンダーに基づく暴力と闘うための言語、ツール、ノウハウ及び支援をシスジェンダーの女性にもトランスジェンダーの女性にも提供するために、2018年に助成金を授与された。6つの州で実施されたこのプロジェクトは、表現の自由に対して、また、公的・政治的スペースでの意思決定にかかわらせるために女性を擁護し、推進することを目的としている。このプロジェクトは、性暴力とジェンダーに基づく暴力が、女性が公的・政治的領域に参加することを妨げるために用いられている様態を強調し、対処するために調査、文書化、監視、アドヴォカシー、能力開発、意識啓発、ネットワーク作り、支援及び制度的強化の混合を用いている。

#### D. 先住民族女性と女兒

43. 先住民族の女性と女兒は、世界で最もサービスを受けることの少ない母集団の中にあり、従って、信託基金の投資の優先事項である。全世界で、これら女性は、しばしば、フェミイドと失踪を含め、程度の高い暴力を経験している(E/CN.6/2015/3)。重なり合う差別が、多くの先住民族女性と女兒にとって、法律・社会サービスへの限られたアクセスを含め、極度の貧困の生活という結果となる。2018年に、先住民族女性と女兒のニーズに重点を置いた3つの新しいプロジェクトが信託基金によって総額92万5,922ドルの助成金を授与された。例えば、パラグアイの30の市民--社会団体のネットワークであるCoontinadora por los derechos de la infancia y la adoelscenciaは、子どもたちの人権を擁護し、推進し、監視するために信託基金からの少額の助成金を利用している。その特別な重点は、差別と社会的・経済的排除に直面している農山漁村・先住民族社会の障害を持つ女性と女兒にある。彼女たちには、教育と保健サービスへのアクセスがほとんどまたは全くなく、その結果、家庭、地域社会、学校及び公的スペースで暴力並びに人身取引の高い危険にさらされている。

#### E. 農山漁村地域で暮らす女性

44. 食糧生産のような領域の地域社会、特に自耕自給農業で、農山漁村地域の女性が果たしている重要な役割にもかかわらず、女性はしばしば、資源へのアクセスが限られており、公共サービス、社会保護及び雇用機会へのアクセスを得る際に、男性よりも困難が多い(E/CN.6/2018/3及びE/2018/27、パラ1-40を参照)。農山漁村地域で暮らしている女性は、ジェンダーに基づく暴力に対処するための保護と包括的サービスへのアクセスも限られてきた。この歴史的にサービスが欠如している女性の集団は、信託基金によって支援されるいくつかのプロジェクトの重点である。

45. 例えば、ケニアの「農山漁村再建国際機関」によって実施されているプロジェクトは、農山漁村社会での早期結婚と女性性器切除をなくすことに重点を置いた。このプロジェクトは、これら及びその他の有害な慣行に対処し、女性と女兒に対する暴力をなくすために立案された法律と政策の実施を改善することを求めた。「抜け出す道を学ぶ」と題する採用された取組には、小グループとの会話を導く地方社会を基盤とするファシリテーターの訓練、友人と隣人がジェンダーに基づく差別と女性の権利と社会経済的条件の間の関連性を認める手助けをすることが含まれた。さらに、このプロジェクトは、地域社会を基盤としたリファーマル制度を築き、サヴァイヴァーを法律支援、医療サービス、心理療法、シェルター及び保護につなげるために活動した。活動の3年目に、このプロジェクトは、3月の国際女性の日にカギとなるメッセージで400名の女性と200名の男性に届き、5月には、信者が有害な文化的慣

行から宗教を切り離す手助けをするカギとなるメッセージをもって216名の宗教指導者に届いた。このプロジェクトは、性暴力とジェンダーに基づく暴力、法の執行、コミュニケーションと促進技術、HIV/エイズ及び子ども保護を含めたいくつかの問題に関して再教育コースと能力開発も提供し、199名の地域社会会話の促進者と61名の教員をかかわらせた。学童を対象として総計35の「変革の担い手」クラブが、ワンバ、カルギ、コル及びメルティの学校に導入され、少なくとも990名の女兒にクラブを通じた指導とカウンセリングを通して届いた。

46. NGO Pagya によってインドで実施されているプロジェクトは、5つの州の10の地区で態度の変容を通して女性と女兒に対する暴力をなくすために活動している。ジェンダー配慮を含めた訓練が、部族社会の深く根差したジェンダー規範に対処し、部族女性をエンパワーすることを目的として、女性団体 Panchayats(村議会)、法律執行及び市民社会の構成員のために提供された。このプロジェクトの一部として、10の社会的キオスクが、リソース・エンパワーメント・センターとして役立ち、顧客を女性に対する暴力、保健と栄養、教育と職業訓練、生計と農業に関して活動している政府・非政府機関のネットワークに照会し、地域社会の新たな問題に対処する観測所として役立っている。90名の地方の指導者が、態度の変容と男性と男児を含めた地域社会の構成員の間にかかわりをもたらず訓練とキャンペーンを通して得られた知識を利用している。約2,812名の女性が、このプロジェクトから直接利益を受け、対象社会の女性は、自信と自尊心が高まったことを示し、受けた情報を他の村に普及することに強いコミットメントを示してきた。103の民族的マイノリティ部族社会の回答者と国のワークショップの参加者たちは、Pragya プロジェクトへのその参加の結果として、女性と女兒に対する暴力とこれを減らす効果的行動の可能性に対するより深い理解を示した。

## V. 結果と証拠

47. 2018年に、信託基金は、その2015-2020年の戦略計画の結果の枠組に関する最新情報を提供して、2017年の「年次報告書」に対する技術付録を公表した。その20年の歴史で、信託基金のよって作成されことになっているそのような報告書の最初のものとして、これには、70以上の助成金受領団体からのインプットとこれら団体との相談を含め、データを収集するための指標、方法及び制度の開発が含まれた。その結果、その枠組みは、どの結果が信託基金の事務局に帰することができるのか、どれが信託基金の助成金を通して団体自身によって達成されるのかをより良く反映するために、3層の結果のタイプを含めるために簡素化されてきた。選ばれた結果が最も関連したものであり、重点を置いたものであることを保障するために、徹底的な見直しに応じて、助成金受領団体と相談して、指標の数は、63から48に減少した<sup>40</sup>。

48. 現在の信託基金の戦略計画の中期見直しは、2018年に始められ、報告書は2019年初めに出されることが計画されている。見直しは、2015-2020年の信託基金の戦略計画に対する進歩を評価し、この期間の信託基金の戦略の方向に向けてこれら結果がどのように貢献しているかを示す特別な業績について証拠を集めることを求めている。評価者は、文書化の見直し、カギとなる情報面接及び助成金受領団体のためのオンラインのアンケートを含め、現在の戦略計画を見直すための質的方法も量的方法も用い

---

<sup>40</sup> 国連、国連ウィメン、「女性に対する暴力をなくすための国連信託基金2017年年次報告書: 持続可能性を生む」(2018年)。

た。目的は、現在の戦略計画に必要なすべての調整と 2015-2020 年の新しい戦略計画の概念化を特徴づける証拠と勧告を利用することである。

49. 見直しには、提供された訓練を含め、その支援の満足度を評価するために 2015 年以来信託基金によって資金提供された団体の無記名調査が含まれた。100 を超える対象団体のポートフォリオから総計 101 名の個人が、調査に回答した。回答者の 71% が学んだことを他のプロジェクトで利用することに同意または強く同意し(13% はプロジェクトが始まったばかりなので言うのは早すぎると述べた)、84% は、信託基金とのパートナーシップの結果として、自分の団体の可視性が高まったと信じていた。

50. 現在の戦略計画の柱の一つである証拠のハブは、信託基金の公的ウェブサイトの新助成金評価図書館の創設で、2018 年に一歩前進した。分かち合われる情報は、助成金受領団体の作業を通して知識と学んだ教訓を触媒し備えることのできる証拠と学習のハブを 2020 年までに築くさらに大きな努力の一部である。これまでのところ、40 の評価が、信託基金のウェブサイトにポストされてきた。今後は、すべての満足のいく質の高いプロジェクトの評価がウェブサイトにアップロードされ、実践家とパートナーの間で、結果を普及することが計画されている。2018 年に受領した最終評価の例が以下に示される。

51. 助成金受領団体ネパール休みなき開発は、(a) 月経中に女性と女兒を小屋で眠らせることを含む *chhanpadi* の有害な慣行の発生を減らし、(b) 女性と女兒の月経中の栄養と保健、社会的支援と教育へのアクセスを改善するために、国の 2 つの地域でプロジェクトを実施した。最終評価で、このプロジェクトがこの慣行の発生をかなり減らしたことが分かった。このプロジェクトは、28,000 名というターゲットをはるかに超えて、45,900 名の女性と女兒に届き、このプロジェクトを通して、外の小屋で眠っていた女性と女兒の割合(または外の小屋で眠るよう強制されていた)女性と女兒の割合が 19.4% から 5.5% にまで減った。プロジェクトの終わりまでに、月経中に乳製品の割り当てを減らされたと報告した女性と女兒の数が減り、男性の地域社会指導者の全員が、有害な伝統的慣行は撤廃されるべきであると信じていた(プロジェクトの初めの 71% と比較して)。

52. タンザニア連合共和国では、助成金受領団体の「成長のための平等」が、2 つの地区(ハラとテメケ)の女性商人に対する性的・言語的・身体的・政治的な暴力を減らし、女性とその経済的権利をより完全に行使できるように、暴力が起こった時に保護と支援を改善するために商人たちと協力した。最終評価で、このプロジェクトが女性の市場商人のためによりよい商環境に貢献したことが分かった。さらに、調査に参加した女性たちの 86% が、プロジェクトの後で市場での女性に対する暴力が減ったと述べた。プロジェクトの終了時まで、調査された市場で、毎月 4 件から 7 件の女性に対する暴力が報告されたが、これは 2015 年のひと月につき約 20 件からの減少であり、当局の改善された能力の結果として、面接を受けた女性商人の 90% 以上が、女性に対する暴力に対処するサービスにアクセスすることができた。

53. 2018 年 1 月から 11 月の間に、信託基金チームは、21 か国でのプロジェクトに 29 回の監視ミッションを行ったが、そのうちの 8 回は、小規模団体に訓練と支援を提供するためであった。そのような訪問の一つは、暴力を経験しておりまたは HIV 感染の危険にさらされている周縁化されている女性を支援することを目的とする「包括的開発のための Al Shehab 機関」によってエジプトで実施されているプロジェクトに対するものであった。このプロジェクトの最終評価で、個人的で構造的な暴力に対する女性の理解が、彼女たちの支援サービスとの交流の程度と同様に、改善したことが分かった。プロジェク

トの終了までに、保健ケアと法的・心理的・反暴力プログラムが、カイロの1,662名の危険にさらされている女性に届き、かなりの態度の変容をもたらす手助けをした。このプロジェクトの成功と学習の可能性に基づいて、助成金受領団体は2回目のプロジェクトの提案を提出するよう勧められ、これは大カイロの4つの非正規の都会社会の最も周縁化されてきた女性のために基本的サービスの提供を強化するであろう。

54. 信託基金チームは、中央・北モンテネグロの女性サヴァイヴァーのための「暴力のない生活へのアクセスを改善する」と題するプロジェクトも訪問したが、これは4つの経済的に不利な立場にあり、地理的に孤立した地域社会で暴力のサヴァイヴァーである女性と子どものアクセスを改善するために少額の信託基金助成金を利用している。このプロジェクトを通して、モンテネグロとアルバニアの新しい2か国語の支援サービスが、ロマ女性のニーズに対応して、国のSOSヘルプラインに導入されてきた。今では週8時間規則正しく利用できるこのサービスは、約200名の女性に情報を提供してきた

## VI. 女性に対する暴力をなくすための世界的アドヴォカシー

55. 女性に対する暴力に対処しこれをなくす勢いがますます強まる状況で、信託基金は、変革を提唱する意味ある機会を支援するユニークな召喚能力を利用し、公約への資金調達を呼びかけ、様々な女性運動の声の増幅を継続した。信託基金は、信託基金とその助成金受領団体の作業の可視性を高めるカギとなるいくつかの行事とイニシャティヴを主催した。

56. 例えば、ヨーク(英国)のユージーニ王女は、2つのNGOと共に助成金受領団体ASTRAとATINAを訪問したが、両者とも人身取引のサヴァイヴァーに支援を提供することを目的とするセルビアでのプロジェクトを実施してきた。ATINAのプロジェクトは、女性と女児の難民と亡命者の人身取引を防止し、人身取引と性的搾取の被害者に支援サービスを提供するために活動している。この訪問は、ユージーニ王女が人身取引のサヴァイヴァーの生活を変え、社会への彼女たちの再統合のための回復と機会のための安全なスペースを生み出すために活動している2つの団体の代表者と対面する機会を提供した。ユージーニ王女の人身取引の防止に関するアドヴォカシーは、信託基金そのもののみならず、この問題の大いに必要とされる可視性をもたらす手助けをした。ASTRAの活動家たちは、人身取引のサヴァイヴァーに専門的支援を提供し、信託基金が支援するプロジェクトを通して効果的なリファーマル手続きを確立してきた。基本的な情報を提供しているASTRA SOSホットラインは、8,000件以上の電話を受けてきたが、そのほとんどが、人身取引に直接関連するものであった。さらに、ASTRAは、人身取引に関連する503件の事件で、直接的な法的・再統合支援を提供してきた。

57. 8月に、信託基金の助成金受領団体である「自由ヤジディ財団」は、イラクのシンジャーのヤジディ社会へのISISによる攻撃を記念し、被害者を追悼するための脚光を浴びたパネル討論---世界司法センター所長のAkila Radhakrishnan、国連ウイメン事務局長のPhumzile Mlambo Ngcuka及び紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表のPramila Pattenも出席---に参加した。国連本部で開催されたこの討論は、暴力の被害者であるヤジディ女性と女児の司法へのアクセスとトラウマからの回復とリハビリテーションの必要性に重点を置いた。

58. 10月に、コンゴ民主共和国のブカヴュのパンジ病院の創設者であるDenis Mukwegeが、性暴力のサヴァイヴァーである女性と女児に関するその活動に対してノーベル平和賞を授与された。この病院

は、ワンストップ・センターでの統合された権利に基づく心理社会的・法的・社会経済的支援を提供するパンジ財団を先導する手助けをした。性暴力サヴァイヴァーのためのサービスを高めるために信託基金の助成金を授与されたパンジ財団は、性暴力の加害者を裁判にかけ、サヴァイヴァーのために正義を得るために、そのモデルの底辺にある原則と法医学的証拠の収集に関して医療・法律・心理社会専門家を訓練するためのもう一つの信託基金助成金受領団体である「人権のための医師」とのパートナーシップで活動した。2011年から、信託基金は、「人権のための医師」によって開始された「紛争地帯の性暴力プログラム」に投資し、現在はその結果の第二世代に資金提供をしている。その時以来、「人権のための医師」は、1,578名の保健ケア・法律・法律執行専門家を訓練してきたが、彼らはコンゴ民主共和国とケニア全体で42,162名の性暴力サヴァイヴァーにサービスを提供してきた。

## VII. 前進の道

59. 2018年に、暴力のサヴァイヴァーは、時にはその経験を無視し、黙らせ、信用を失わせようとする一致した努力をものともせず、声を上げ続けた。彼らは、これを支える女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力と差別が一般の監視にますますさらされるようになる状況を生み出し、維持する手助けをした。信託基金は、この意識の高まりに備え、組織的で永続する変革をもたらすイニシャティブにこれをつなげる際に重要な役割を果たしてきた。現在支援されているプロジェクトは、その特別な状況で最も効果的なやり方でその生活に真の変化を起こすために女性をエンパワーできるこれら女性が主導する小規模の団体に正確により深く根を下ろしつつある。さらに信託基金の世界的な活動範囲は、女性に対する暴力を克服する効果的戦略に関して、助成金受領団体の間で情報の相互交換作用のためのスペースを提供できるようにしている。信託基金が助成金受領団体の間で先導している能力開発も、この重要な領域へのより幅広い持続可能な投資を奨励するという目的をさらに推進している。信託基金は、サヴァイヴァーの声を増幅するこのユニーク経験に基づいて、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすために助成金受領団体の作業を支援し続けるであろう。

## 女性の地位委員会議長に宛てた経済社会理事会理事長よりの 2018年12月14日付書簡(E/CN.6/2019/8)

機能委員会に関連して、2017年7月27日から2018年7月26日までに開催された経済社会理事会の2018年会期で採択された決議と決定に皆様のご注意を引きたいと存じます(付録を参照)。

理事会2018年会期の高官セグメントの閣僚宣言(E/HLS/2018/1)と「『持続可能な開発2030アジェンダ』のフォローアップと見直し」と題する開発のための資金調達フォローアップに関する経済社会理事会フォーラムの政府間合意結論と勧告(E/FFDF/2018/3を参照)と同様に、この会期で、総計30の決議と72の決定が採択されました。本書簡と付録が、必要ならば貴機能委員会でのご検討と行動のためにご注意いただけるならば大変幸甚に存じます。この点での皆さまの継続するご支援とご協力に感謝いたします。

(署名)Inga Rhonda King

## 付録: 関連国連機関による行動を要請して、経済社会理事会 2018 年会期で採択された決議と決定

### 女性の地位委員会によるフォローアップを要請する決議

2018/8 女性の地位委員会の今後の組織と作業方法

2018/10 パレスチナ女性の状況と支援

### 機能委員会による行動を要請する決議

2018/6 2002 年高齢者に関するマドリッド国際行動計画の第 3 回見直しと評価

2018/29 開発のための科学・技術・革新

2018/30 経済、社会及び関連分野の会議・会合カレンダー

### 国連システムのすべての関連国連機関による行動を要請する決議

2018/3 社会開発委員会の今後の組織と作業方法

2018/7 国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化

2018/9 第 4 回世界女性会議 25 周年

2018/11 国連の緊急人道援助の調整の強化

2018/15 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施に貢献する際の犯罪防止刑事司法委員会の役割の強化

## 経済社会理事会と持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの作業へのインプット(E/CN.6/2019/9)

### 事務局メモ

1. 本メモは、女性の地位委員会の作業が、2019 年に、経済社会理事会と持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの作業に対してできる貢献の概要を提供するものである。
2. 経済社会理事会の強化に関する総会決議第 68/1 号の実施の見直しに関する決議第 72/305 号で、総会は、理事会の補助機関の意味合いの変化を紹介した。この決議の規定の中でもとりわけ総会は、理事会が提供する実体的リーダーシップを描写し、理事会の補助機関が、その主要テーマに沿って、その他の機能を果たすに必要な問題またはテーマに継続して対処しつつ、それぞれ独自のテーマを採用すべきであることを決定した。
3. 総会は、その統合セグメントで、経済社会理事会が、持続可能な開発の 3 つの側面のバランスの取れた統合を推進するために、加盟国、理事会の補助機関、国連システム及びその他の関連ステイクホル

ダーのすべてのインプットを討議し、整理統合することを決定した。このセグメントは、理事会の補助機関の間のより明確な分業を推進して、その作業も調整するであろう。

4. 経済社会理事会は、その補助機関の監督・調整役割も強化し、その作業の成果をそれぞれの作業に統合すべきである。補助機関は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施と理事会の作業を支援し、その作業は、「2030 アジェンダ」の進歩とそれぞれの領域での会議やサミットの成果の見直しに基づく勧告を伴って、「持続可能な開発目標」に対する統合された行動志向の取組を反映するべきである。それぞれの補助機関は、年次の折衝された成果が継続して必要であるかどうかとも検討し、そのような成果を生み出す場合には、それらが効果的で行動志向であり、協力の程度が高まるという結果となることを保障しなければならない。

5. 現在の作業方法(理事会決議第 2015/6 号を参照)に従って、CSW は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの実現を促進するために、「2030 アジェンダ」のフォローアップに貢献し、理事会の作業に貢献するために、経済社会理事会の合意された主要テーマのジェンダー平等と女性のエンパワメントに関連する側面に関して報告する。CSW は、その作業にテーマ別取組を適用し、複数年にわたる作業計画を採用する。優先テーマを選ぶ際に、CSW は、相乗作用を築き、理事会制度と高官政治フォーラムの作業に寄与するために、「北京行動綱領」と第 23 回特別総会の成果、理事会の作業計画、並びに「2030 アジェンダ」を考慮に入れる。CSW64 は、「北京宣言と行動綱領」の実施の見直しと評価を行い、今後の複数年にわたる作業計画を決定する(理事会決議第 2018/8 号を参照)。

6. 経済社会理事会の 2019 年会期のテーマは、その決定第 2017/208 号に示されているように、「万人のための 1 つの世界: 平等で包摂的な社会を築くために人々をエンパワーする」である。総会決議第 70/299 号に従って、高官政治フォーラムは、2019 年に、「人々をエンパワーし、包摂性と平等を保障する」というテーマを検討し、「目標」4, 8, 10, 16、並びに「目標」17 の詳細な見直しを行う。

7. 経済社会理事会決議第 2016/3 号に含まれている CSW の複数年にわたる作業計画は、CSW が、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの促進された実現に貢献するために、理事会と高官政治フォーラムの作業との相乗作用と関連性を築くことができるようにする。CSW は、2019 年に以下のトピックを検討する:

優先テーマ: 社会保護制度、公共サービスへのアクセス、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワメントのための持続可能なインフラ

見直しテーマ: 女性のエンパワメントと持続可能開発へのその繋がり(CSW60 の合意結論)

重点領域: これから決定

8. 2019 年の理事会と高官政治フォーラムのテーマ別重点は、最近の CSW の作業からかなりの利益を受けることができる。

9. 2016 年に CSW60 で採択された女性のエンパワメントと持続可能な開発へのその繋がりに関する合意結論の中で、CSW は、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のための包括的な道程表を定めた。その行動のための勧告は、2019 年の理事会と高官政治フォーラムのテーマに関連している。CSW60 の合意結論の実施において遂げられた進歩の CSW63 での評価は、さらなるインプットとなる

ことができる。

10. 2017年のCSW61は、変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントに関するその合意結論の中で、現在の仕事の世界で女性が直面する根強い不平等、差別、障害を克服するために必要な手段と措置と仕事の世界が変化するに連れて生じつつある機会を女性が完全に利用することができることを保障するために必要な行動を定めた。

11. 2018年のCSW62は、ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成する際の課題と機会に関するその合意結論で、農山漁村地域で暮らしている女性と女児が直面する根強い不平等、差別、障害を克服するための包括的取組を定め、すべての農山漁村女性と女児が貧困を脱し、その権利、福利、強靱性の実現を保障する具体的措置を概説した。

12. CSW63の優先テーマは、CSWが、「2030アジェンダ」と理事会の作業の実施を最もうまく支援することができるようにする。これは、理事会の2019年会期と高官政治フォーラムのテーマに沿うものであり、その成就に直接貢献できるものである。社会保護制度、公共サービスへのアクセス及びジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントのための持続可能なインフラを保障する統合された行動志向の取組には、大きな可能性がある。「持続可能な開発目標」のターゲット5.4で、これら要因は、女性と女児によって不相応に行われている無償のケア・家事労働に対処するために極めて重要なものとして明確に認められている。3つの領域すべてにわたるジェンダーに対応した政策と行動は、女性の所得の安全保障を推進し、教育、訓練及びディーセント・ワークへのそのアクセスを促進し、その有償労働と無償労働の生産性を高め、このようにして平等で包摂的な社会の構築に貢献できる。

13. 優先テーマのCSWによる検討の成果は、審議と成果へのジェンダーの視点の統合において、理事会と高官政治フォーラムの触媒となり、これを効果的に支援できる合意結論という形態となることが期待されている。閣僚ラウンドテーブル、意見交換対話及び専門家パネルの議長概要も利用できる。優先テーマに関する事務総長報告書(E/CN.6/2019/3)も、審議を支援できる。

## 女子差別撤廃委員会第70回・71回会期の結果(E/CN.6/2019/10)

### 事務局メモ

#### 概要

本メモは、2018年7月2日から20日までと10月22日から11月9日まで、それぞれジュネーブで開催された女子差別撤廃委員会の第70回と71回会期の、採択された決定を含めた結果を反映するものである。2018年2月19日から3月9日までジュネーブで開催された第69回会期に関する情報は、総会への委員会の報告書(A/73/38、第3部)に見られる。

#### 序論

1. 総会は、その決議第47/94号で、女子差別撤廃委員会の会期は、できる限りCSWに情報としてこれ

ら会期の結果の時宜を得た伝達ができるように計画されるべきことを勧告した。

2. 委員会は、それぞれ、2018年7月2日から20日までと10月22日から11月9日まで、その第70回会期と第71回会期を開催した。第70回会期で、人身取引というトピックで一般勧告案を作成する目的で、世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する作業部会を設立した。委員会は、「すべての女性、特に障害を持つ女性の性と生殖に関する健康と権利を保証する」と題する障害者の権利委員会との共同声明を採択した。委員会は、2015年6月22日から26日までコスタリカで開催された人権条約機関の第27回議長会議で支持された「脅しまたは報復に対するガイドライン(サンノゼ・ガイドライン)」(HRI/MC/2015/6)も支持した。委員会は、「サンノゼ・ガイドライン」に従って、脅しまたは報復に関する報告者と報告者代理の地位も確立した。委員会は、紛争関連の性暴力と闘い、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議の実施を支援することにより、女性と女児の権利を推進するための紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表との協力の枠組みを支持した。

3. 第71回会期で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第18条(1)(b)に従って、委員会は、北ラカイン州のロヒンギャ女性と女児の状況に関する例外的報告書を提出するようミャンマー政府に最後の督促状を伝え、提出がない場合には、委員会は報告書の提出なしで状況の検討に進むことを決定した。委員会は、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者との協力の枠組みを支持した。委員会は、『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』と『持続可能な開発2030アジェンダ』というテーマの下で、委員会と国連機関との間の相互作用関係を再確認することを目的として、CSW63のサイド・イベントを開催することも決定した。このサイド・イベントは、「条約」の40周年を記念する一連の行事の一つである。委員会は、世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する一般勧告案に関する概念メモを支持した。委員会は、2019年2月の第72回会期で、世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する一般討論を開催することを決定した。

4. 第70回会期で、委員会は、ビデオ会議で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのため国連機関(国連ウィメン)、世界銀行グループ及び経済協力開発機構の開発センターからの「持続可能な開発目標」の指標5.1.1に関連する最近の発展に関する説明を聞いた。性的指向と性自認に基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家が、ビデオ会議で説明を提供した。彼は、レズビアン・バイセクシュアル・トランスジェンダー女性と間性の人をジェンダーに基づく暴力と重なり合う形態の差別から保護するそのマンデートと作業の下で行われた活動に関して、委員会に情報を提供した。委員会は、女性の健康に関連する実体的な政策問題を討議するために、世界保健機関の上級職員と非公式の協議会を開催した。11月5日に、女性に対する暴力に関する特別報告者は、そのマンデートの下で行われた活動と女性と女児に対する暴力に対処する際のその作業に関して委員会に説明を提供した。

5. 委員会は、パートナーとのかかわりを継続した。第70回会期の直後に、委員会議長は、ニューヨークでのCSW62に向けて声明を発表した。2018年10月5日の委員会の第71回会期に先立って、議長は、ニューヨークでの総会第3委員会に、第68回、69回及び70回会期の委員会報告書を提出した。

6. 第71回会期で、委員会は、両メカニズムの間の協力の強化を討議するために、法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会の委員と会合を開いた。委員会と作業部会は、2018年11月29日の国際女性人権擁護者の日に当たって、女性人権擁護者に関する共同声明を出すことを決定した。2018年10月31日に、委員会は、協力を強化する方法と手段を討議するために、国連ウィメンの事務局長と

の非公式会合を開催した。委員会は、生命への権利に関する人権委員会の一般勧告第 36 号(2018 年)、フランスにおけるニカブの使用に関する決定及び女性と女兒を差別する有害な慣行に対処する委員会の取組を討議するために、国際人道法・人権ジュネーヴ・アカデミーの主催の下で、人権委員会との非公式の討論会も開催した。11 月 8 日に、委員会は、「持続可能な開発目標」のジェンダー関連の指標と「条約」とその「選択議定書」の実施に関して、人権条約制度の効果的な機能を強化し、高めることに関する総会決議第 68/268 号の状況で、関連国連機関との委員会のかかわりを討議するために、締約国との非公式会議を開催した。彼らは、一般勧告第 19 号を更新して、委員会が最近採択した女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第 35 号(2017 年)、教育への女兒と女性の権利に関する一般勧告第 36 号(2017 年)及び気候変動の状況での災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第 37 号(2018 年)及び世界的移動の状況での女性と女兒の人身取引に関する一般勧告を策定するための委員会の作業も討議した。さらに、彼らは、個人通報と調査に関して、委員会の作業を妨げ続けている財源と人材の問題を討議した。これら課題にもかかわらず、彼らは、*Angela Gonzalez Carreno* 対スペイン事件(CEDAW/C/58/D/47/2012)における見解の発出に続いて、委員会の見解は締約国を法的に拘束するという判決をスペイン最高裁判所が出したことを含め、委員会が遂げたいくつかの業績も討議した。

7. 委員会は、国連国別チームと機関、国連システムの専門機関、その他の政府間機関、国内人権機関及び NGO から受領した国に特化した情報から継続して利益を受けた。

8. 委員会の第 71 回会期の閉会日である 2018 年 11 月 9 日現在、「条約」の締約国は 189 か国であり、「選択議定書」の締約国は 109 か国であった。総計 76 か国が、委員会の会議時間に関する「条約」の第 20 条(1)の修正を受け入れていた。修正を発効させるためには、「条約」の締約国の 3 分の 2(現在は 126 の締約国)が承認書を事務総長に寄託しなければならない。

## II. 委員会第 70 回・71 回会期の結果

### A. 委員会により検討された報告書

9. 第 70 回会期で、委員会は、「条約」第 18 条の下で提出された 8 つの締約国の報告書を検討し、それに関する最終見解を出した：オーストラリア(CEDAW/C/AUS/CO/8)、クック諸島(CEDAW/C/COK/CO/2-3)、キプロス(CEDAW/C/CYP/CO/8)、リヒテンシュタイン(CEDAW/C/LIE/CO/5)、メキシコ(CEDAW/C/MEX/C/9)、ニュージーランド(CEDAW/C/NZL/CO/8)、パレスチナ国(CEDAW/C/PSE/CO/1)及びトルクメニスタン(CEDAW/C/TKM/CO/5)。

10. 第 71 回会期で、委員会は 8 つの締約国の報告書を検討し、それに関する最終見解を出した：バハマ(CEDAW/C/BHS/CO/6)、コンゴ(CEDAW/C/COG/CO/7)、ラオ人民民主主義共和国(CEDAW/C/LAO/CO/8-9)、モーリシャス(CEDAW/C/MUS/CO/8)、ネパール(CEDAW/C/NPL/CO/6)、サモア(CEDAW/C/WSM/CO/6)、タジキスタン(CEDAW/C/TJK/CO/6)及び旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国(CEDAW/C/MKD/CO/6)。

11. 国連国別チームと機関、国連システムの専門機関、その他の政府間機関、国内人権機関及び NGO の代表者が会期に出席した。締約国の報告書、委員会の問題のリストと質問、締約国のそれに対する回

答及びその導入ステートメントは、委員会の最終見解と同様に、関連セクションの下で委員会のウェブサイトにもポストされている。

## **B. 「条約」の第 21 条の実施に関連して取られた行動**

### **世界的移動の状況での女性と女兒の人身取引に関する作業部会**

12. 作業部会は第 70 回会期と 71 回会期中に集まった。第 70 回会期で、作業部会は、2018 年 6 月 15 日から 26 日までヴィリニウスで開催された世界的移動の状況での女性と女兒に人身取引に関する専門家グループ会議の成果を検討した。第 71 回会期では、作業部会は、世界的な移動の状況での女性と女兒の人身取引に関する一般勧告案の概念メモを仕上げ、委員会によって支持された。

### **作業方法に関する作業部会**

13. 作業部会は会期中に集まった。第 70 回会期で、作業部会は、報告の 6 か月から 1 年前に締約国が問題と質問のリストに対する文書による回答を提出できる時間制限を延長することに関する決定案を検討して提出した。第 71 回会期では、作業部会は、意見交換対話中に第 10 条から 12 条までの条項のそれぞれの下で別々に提起される質問に回答する機会を締約国の代表団に認めるためにこれら条項をバラバラにする決定案を委員会に提出した。

### **国内人権機関との協力に関する作業部会**

14. 作業部会は会期中に集まった。第 70 回会期では、作業部会は、その作業の目的と目標を討議し、その委任事項を採択した。第 71 回会期では、作業部会は、モロッコのマラケシュで 2018 年 10 月 10 日から 12 日まで開催された国内人権機関世界同盟第 13 回会議の代表者による説明を聞いた。

### **女子差別撤廃委員会/国連ウイメン/持続可能な開発目標作業部会**

15. 作業部会は、会期中に集まった。第 70 回会期では、作業部会は、「2030 アジェンダ」のジェンダー関連の目標とターゲット、特に「持続可能な開発目標」のターゲット 5.1 と指標 5.1.1 を考慮に入れて、初回及び定期報告書の形式と内容に関する条約に特化した報告ガイドラインに関する説明を提供された。第 71 回会期では、作業部会は、委員会に提出される改正報告ガイドライン案を仕上げるために集まった。改正報告ガイドラインは、「条約」の下での締約国の責務を「目標」の実施とつなげることにより、締約国にガイダンスを提供することを目的としている。11 月 6 日に、委員会は、締約国への伝達前に短縮される改正報告ガイドラインを採択した。

### **列国議会同盟に関する作業部会**

16. 作業部会は会期中に集まり、「持続可能な開発目標」のターゲット 5.5 の達成のために政治プロセスにおける女性の代表者数を増やす目的で、政治的・経済的・公的生活の意思決定のあらゆるレベルでのリーダーシップのために、女性の完全で効果的な参画と平等な機会を確保するために、「条約」の 40 周年に当たって、政治における男女同数に関して列国議会同盟との共同宣言を採択する可能性を討議した。

## 性と生殖に関する健康と権利に関する作業部会

17. 作業部会は、第 70 回会期中に集まった。作業部会は、「すべての女性、特に障害を持つ女性の性と生殖に関する健康と権利を保証する」と題する委員会と障害者権利委員会との共同声明案を仕上げた。

## 紛争防止・紛争・紛争後の状況にある女性に関するタスク・フォース

18. タスク・フォースは、会期中に集まり、2019 年 2 月に委員会の第 72 回会期中に開催されることになっている女性・平和・安全保障に関するパネル討論に関する準備を討議した。タスク・フォースは、最終見解と問題と質問のリストにおける女性・平和・安全保障への委員会の言及を調べた。

## C. 委員会の作業を促進する方法と手段に関連して取られた行動

### 「条約」第 18 条の下での委員会の作業方法を強化する

19. 第 70 回会期で、委員会は、簡素化された報告手続きの下での報告に先立つ問題と質問のリストへの文書による回答を提出するための締約国の時間制限が、6 か月から 1 年に延長されることを決定した。委員会は、その決定第 62/II 号を訂正して、最終見解の「2030 アジェンダ」に関する標準パラグラフをセクション D: 「委員会は、『持続可能な開発目標』に対する国際的支援を歓迎し、『2030 アジェンダ』の実施プロセス全体を通して『条約』の規定に従って、法律上及び事実上(実体的な)ジェンダー平等の実現を要請する。委員会は、17 のすべての『持続可能な開発目標』全体を通して、目標 5 と平等と非差別の原則の主流化の重要性を想起している。委員会は、国の持続可能な開発の牽引力として女性を認め、この目的で関連政策と戦略を採択するよう締約国に要請している。」となる「議会」と題するセクションの前に新しいセクション C として据えるために「持続可能な開発目標」に関する新しい標準パラグラフと置き換えることを決定した。

20. 第 71 回会期で、委員会は、今後の会期で第 10 条から 12 条までの関連する質問は、意見交換対話中で別々に提起され、締約国の代表団は、別々にそれぞれの条項の下での質問に応える時間が与えられることを決定した。委員会は、その決定第 62/II 号と 70/V 号も修正し、以下のように「2030 アジェンダ」に関する標準パラグラフをさらに改訂した: 「委員会は、『持続可能な開発目標』に対する国際支援を歓迎し、『持続可能な開発 2030 アジェンダ』の実施プロセス全体を通して、『条約』の規定に従って、法律上(法的)と事実上(実体的)のジェンダー平等の実現を要請する。委員会は、『目標 5』とすべての 17 の『目標』を通して、平等と非差別の原則の主流化の重要性を想起する。委員会は、締約国の持続可能な開発の牽引力としての女性を認め、この目的で関連する政策と戦略を採択するよう締約国に要請する。」

### フォローアップ手続き

21. 委員会は、第 70 回と 71 回会期でフォローアップ手続きの下での作業を継続し、最終見解のフォローアップに関する報告者の報告書を採択し、アゼルバイジャン、チェキア、エリトリア、フランス、ガボン、日本、カザフスタン、モンゴル、ロシア連邦、スロヴァキア、スウェーデン、トルコ、ウガンダ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム及びヴァヌアトゥのフォローアップ報告書を検討した。第 71 回会期で、委員会は、締約国へのフォローアップ書簡で締約国及びその他の筋から受領したフォローアップ情報の概要の準備と包摂を打ち切ることを決定した。第 71 回会期で、委員会は、

もし12か月以上提出期限が過ぎているならば、その最終見解で委員会が要請した情報の受領の遅れについて遺憾の意の表明を含めたために、締約国へのフォローアップ書簡を変更することを決定した。

### 提出期限の過ぎた報告書

22. 委員会は、事務局が、その報告書が5年以上提出期限の過ぎている締約国に、できるだけ早く報告書を提出するよう督促するべきであることを決定した。第71回会期の閉会日である2018年11月9日現在、5年以上報告書の提出期限が過ぎている締約国が9か国あった：つまりドミニカ、キリバティ、ラトヴィア、ニカラグア、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、サンマリノ、サントメプリンシペ及びイエーメンである。長く提出期限の過ぎた報告書に関しては、委員会は、最後の手段として、特定の日までに長く提出期限の過ぎた報告書を受けとることができないならば、報告書の提出がないまま、その締約国における「条約」の実施の検討に進むことを決定した。締約国は、提出され、検討が予定されている報告書の数が証明しているように、事務局が伝える督促所に応じてきた。委員会には現在、第72回会期(2019年2月/3月)と第74回会期(2019年10月/11月)の間に検討が予定されている報告書が24ある。

### 今後の委員会会期の日程

23. 委員会は、第72回・73回・74回会期の暫定日程を以下の通り確認した：

#### 第27回会期、ジュネーヴ

- (a) 「選択議定書」の下での通報作業部会の第43回会期: 2019年2月12日~15日
- (b) 「選択議定書」の下での調査作業部会の第12回会期: 2019年2月14日~15日
- (c) 本会議: 2019年2月18日~3月8日
- (d) 第74回会期前作業部会: 2019年3月11日~15日

#### 第73回会期、ジュネーヴ

- (a) 「選択議定書」の下での通報作業部会の第44回会期: 2019年6月26日~28日
- (b) 「選択議定書」の下での調査作業部会の第13回会期: 2019年6月27日~28日
- (c) 本会議: 2019年7月1日~19日
- (d) 第75回会期前作業部会: 2019年7月22日~26日

#### 第74回会期、ジュネーヴ

- (a) 「選択議定書」の下での通報作業部会の第45位会議: 2019年10月16日~18日
- (b) 「選択議定書」の下での調査作業部会: 2019年10月17日~18日
- (c) 本会議: 2019年10月21日~11月8日
- (d) 第76回会期前作業部会: 2019年11月11日~15日

## 委員会の今後の会期で検討され報告書

24. 委員会は、その第 72 回会期で、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、ボツワナ、コロンビア、エチオピア、ミャンマー(例外的報告書)、セルビア及び英国の報告書、第 73 回会期で、オーストリア、バーレーン、カーポヴェルデ、コートイヴォール、コンゴ民主共和国、グァイアナ、モザンビーク及びカタールの報告書、第 74 回会期で、アンドラ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カンボディア、イラク、カザフスタン、リトアニア、パキスタン及びセイシエルの報告書を検討することを確認した。

## D. 「選択議定書」の第 2 条と第 8 条から生じる問題に関して委員会が取った行動

25. 第 70 回会期で、委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会の第 41 回会期の報告書を支持した。委員会は、デンマーク(ノン・ルフールマン)(CEDAW/C/70/D/76/2014)とトルコ(子どもの後見争い)(CEDAW/C/70/D/92/2015)に関する通報に関して不許可の決定を採択した。委員会はデンマーク(ノン・ルフールマン)(CEDAW/C/70/D/113/2017)に関する一つの通報とスイス(ノン・ルフールマン)(CEDAW/C/70/D/115/2017)に関する一つの通報は適格であると考えた。2018 年 11 月 9 日に、委員会は、「すべての」という文言を削除して、「大多数の」という文言に置き換えるために手続き規則の規則 64(2)を修正し、従って修正された規則は、今では以下のようにになっている:「作業部会は、もし参加資格のある加盟国の大多数がそのように決めるならば、『選択議定書』の下での通報が適格であると宣言してもよい。」

26. 「選択議定書」第 8 条の下での調査に関しては、委員会は、「選択議定書」の下での調査作業部会の第 10 回会期の報告書を支持した。

27. 第 71 回会期で、委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会の第 42 回会期の報告書を支持した。委員会は、デンマーク(ノン・ルフールマン)(CEDAW/C/71/D/81/2015)と(CEDAW/C/71/D/101/2016)に関する 2 つの通報に関して不許可の決定を採択した。委員会は、デンマーク(ノン・ルフールマン)(CEDAW/C/71/D/73/2014)に関する一つの通報、エクアドル(ノン・ルフールマン)(CEDAW/C/71/D/83/2015)に関する一つの通報及びオーストリア(ノン・ルフールマン)(CEDAW/C/71/D/112/2017)に関する一つの通報という 3 つの通報の検討を打ち切った。

28. 「選択議定書」第 8 条の下での調査に関しては、委員会は「選択議定書」の下での調査作業部会の第 11 回会期の報告書を支持した。

## 経済社会理事会に諮問的地位を有する NGO 国際婦人年連絡会 提出のステートメント(E/CN.6/2019/NGO/111)

事務総長は、経済社会理事会決議第 1996/31 号のパラグラフ 36 と 37 に従って、回覧されつつある以下のステートメントを受領した。

## ステートメント

### 2018年の女性の政治参画のための男女共同参画法

2018年5月23日に、国会がついに「女性の政治参画男女共同参画法(2018年の法律第28号)」を可決したことを誇りに思う。この法律は、あらゆるレベルの公職選挙に男女同数の候補者を立てるよう努力するよう政党を奨励しているが、これは、政党の間で任意のクォータ制の実施を奨励するものである。これは、政治の領域で日本が女性の代表者数を改善する必要があると、国会の政党のすべての党員を説得するために6年を要した63のNGOの努力の調整が結実したものであった。私たちは、日本を144か国中114位と位置付けた2017年の世界経済フォーラムのジェンダー格差報告書に深く心を悩ませてきた。日本は、国連開発計画(UNDP)の人間開発指数の最新の統計の更新が日本を19位としたけれども、経済参画と機会(114位)のみならず政治的エンパワーメント(123位)においてもひどく遅れていた。これら格付けにおける大きな違いは、国連計画が政治の領域及び指導的地位一般における女性の代表者数の欠如を考慮に入れていないという事実によることは明らかである。私たちは、この「法律」が、女性と女児のエンパワーメントの真の始まりとなることを切に願っている。市民社会は、合理的な労働時間及びその他の政治家一般にとっての人間的な取り決めにのみならず、より多くの女性が政界に入るにより関心を示すように、知識及びその他の有用なリソースの形態で、奨励策を提供している。

### ジェンダー平等のための社会保護制度

私たちは、相続法、社会保障と税制(社会保護制度として機能すべき)における合法的婚姻と配偶者の地位(実際には妻)の大変に強力な保護が、多くの女性がジェンダーに特化した生活の仕方を克復することを妨げており、女性一般が自立・独立することを思いとどまらせており、従って彼女たちの力を失わせているものと考えている。機能する社会保護制度を有することは重要ではあるが、これが化石となったジェンダー固定観念に基づくものではないことが極めて重要である。

合法的婚姻と配偶者の地位の大変に強力な保護は、日本で規定されているように、(1)若い女性が、最も有利な好ましい生活の仕方として、主婦を選び、教育、訓練及び仕事を捨て、(2)子どもを持つ女性が、家事責任のほとんどを担い、より良い年金制度や退職年金への資格を失い、(3)高齢になって離婚を考えている女性が、相手の配偶者に情事があり、自分や子どもに対するドメスティック・ヴァイオレンスを恐れており、特に寡婦になって初めてその年金や婚姻中の財産の配分が合理的に十分であろうと気付いた時でさえ婚姻状態に留まるよう奨励している。

1946年に、女性は初めてその参政権を行使した。1947年に、女性は人として法的権利を行使する資格を得た。1980年以来、相続法は、実際は女性の権利ではなく配偶者の地位を強固にすることである「女性の権利を高める」ために改正された。

さらに正確に言えば、1947年に、1947年の「憲法」で新たに保証された女性の法的地位を反映するために、「家族関係と相続に関する民法」を国会が見直した時に、法律(1047年の法律第22号と222号)は、初めて、生存している配偶者が故人の遺産の一部、典型的には3分の1を相続するものと規定した。1980年の民法(1980年の法律第51号)の改正では、その配分は典型的に2分の1に増加した。2018年に、「相続に関する民法」は、共有の居住財産のための余命に似た特有の権利を導入し、20年以

上の配偶者に故人が死亡前に贈与をしているならば、故人の遺産からの居住財産の復帰権を防ぐことにより、生存している配偶者に利益を与えるために再び改正された(2018年の法律第72号)。関係に破綻があるかどうかにかかわらず、合法的婚姻を継続させる大変に強い奨励策がある。独立した所得がほとんどないまたは全くない配偶者は、離婚が確実にもたらす金銭的に不利な条件と剥奪のために、関係を続けるしか選択の余地はない。従って、相続法は、表面的にはジェンダーに中立的ではあるが、女性と女兒が自治的選択をすることを妨げている。

メディアも大変に選ばれた複雑極まる女性のイメージを放出しており、誤った情報を提供しがちである。日本の典型的な家庭は、既婚の夫婦と子どものいる核家族として描かれているが、2017年の厚生労働省の「国内家庭調査」によれば、わずか29.5%の家庭が核家族である。子どものいるすべての家庭の中で、幼い子どものいる母親の70.8%が働いている。つまり、34.9%がフルタイムで働いており、52.3%がパートタイム労働者である。しかし、子どもを持つ母親は、実際は29.2%がそうであるのに、家にいるママとして最も頻繁に描かれている。母親の仕事の約4分の1(24.7%)は、継続してフルタイムのようであるが、一方パートタイムで働く母親の割合は、子どもの年齢層により、10%から50%の間を変動している。メディアの情報に基づいて、女性たちはしばしば、たとえ稼ぎがあまりにも少ないのでそのわずかな稼ぎが、かなりの所得は家庭の所得をより高い税金を払わなければならない層に押し上げるので、自分でかなりの所得を稼ぐ代わりに配偶者の扶養家族としての資格を与えてくれれば、家庭の所得を上げるであろうと信じている。実際、既婚の夫婦は、お互いに独立して税金を取られる。従って、1人の成人が金銭的に他方に依存している場合に比べて2人の成人に所得があるならば、片稼ぎの総収入が共稼ぎの夫婦の金額と同じである場合でも、総収入の税金は少なくなるであろう。

娘や嫁や妻が、働き続けることを思いとどまらせたり、高齢者またはだれかに世話をしてもらう必要のある人を世話するために早期退職を奨励したりするのは母親であること及び育児だけでなく、密接な関係にある他の家族及びあまり親しくない家族のケアでもある。つまり、急速に高齢化する社会と日本流の福祉が、家庭内のあまり稼ぎがよくない女性が実際の仕事を担うために職場を離れることを期待しているのである。この制度は、人々は困っている人を助けるために国や公共の機関をあてにするべきではなく、家族は他の家族を世話するべきであり、金銭的にも物理的にも道徳的責務として重荷を担うべきであり、効果的なケアと効率的な必要な資金の配分が競争市場でより良く満たされるであろうという考えによって支えられている。

理由は何であれ、女性は、金融資源の管理を失い、扶養家族になり、社会に貢献する機会を奪われる時、選択肢がなく、期待されているジェンダー役割を果たすしかないと感じる時、力を失う。労働市場を離れ、自分自身のかなりの所得を失い、配偶者の扶養家族になることにより(扶養家族である配偶者は自分の年金に掛け金を支払うことを免除されるので)、その年金の大部分が配偶者の年金に頼ることになる。

配偶者が扶養家族となることを認めている税制、扶養家族である配偶者が自分の年金に掛け金を支払うことを免除する年金制度、家族が他の家族を支援することを期待している社会福祉制度は、すべて、必要な時または避けられない時に、これら制度がその依存性を支えることにより女性を助けるであろうという信念に基づいている。すべての制度がよかれと思う意図で始まったことを私たちは否定しないが、この想定が多くは有用性を失い、今こそ構造を徹底的に見直し、女性と女兒が社会的に定義された

ジェンダー役割を行うよう強いられることなく、自分の生活を選ぶよう奨励さるべき時である。私たちは、2018年の「女性政治参画のための男女共同参画法」を制定することに成功したのであるから、税制や社会福祉政策を再構築する際に楽観することができる。

今年、いくつかの医学校が、より成績の悪い男子受験生の入学を認めることにより、女性を違った風に扱ったことを認めた。ある学校の総長や学長は、女子医学生は医者にならずに学校を辞め、資格を得たり医者になったりしたがるという実体のない申し立てをして、その決定を説明した。ジェンダー偏見は根強いが、私たちは、これが医療職員の労働環境を改善する機会となること期待している。

## 経済社会理事会に諮問的地位を有する NGO アジア太平洋女性監視機構(APWW)提出のステートメント (E/CN.6/2019/NGO/126)

事務総長は、経済社会理事会決議第 19996/31 号のパラグラフ 36 と文に従って回覧されつつある以下のステートメントを受領した。

### ステートメント

アジア太平洋女性監視機構は、アジア太平洋の 5 つの小地域からの声を代表する地域ネットワークである。私たちは、CSW63 の優先テーマを歓迎する。

「世界人権宣言」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「北京行動綱領」を含め、国際条約の中にはこれにコミットしているものもあるが、ほとんどの国々でこれが普遍的に実現されていないという事実が依然としてある。最も周縁化され、脆弱な女性たちは、継続してこれを剥奪されている。

社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の達成の核心にある。この領域への投資の規模拡大がなければ、文字通り 17 の「持続可能な開発目標」---社会的なものであろうと、経済的なものであろうと、環境関連のものであろうとまたは政治的なものであろうと---は、依然として手の届かないところにあるであろう。社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラは、「私たちの世界を変革する」際に重要な役割を果たす。従って、これら規定は、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒をエンパワーするために不平等なジェンダー関係を変えることに向けられなければならない。社会保護と安全保障は、女性の権利の視点を通してみられなければならない。ジェンダーに対応した社会保護は、労働市場にいる女性についてのみ見られるべきではなく、家庭にいる女性、女性がいる農場、森林、畑についても考えられなければならない。社会保障の言説は、特に社会的に、経済的に脆弱な集団の女性の戦略的で、実際的なニーズを見ために、再定義される必要がある。

持続可能な開発目標が、経済に重点を置いている状態で、国家は、組織された労働者に影響を与える

労働法と規範に目を向けている。組織されていないセクター、つまり家内労働者は、間隙に落ち込んでいる。保健制度のジェンダー化された力関係は、これが持続可能な開発目標の下でカギとなるターゲット領域であるにもかかわらず、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジとサービスに厳しいインパクトを与えている。

自然災害または紛争の状況では、女性のための健全な社会保護制度が減少し、強制移動、戦争、飢饉の時には悲惨な結果を伴ってあてにならないかまたは完全に欠如する。世界が、増大するが予見できない気候変動を継続して経験する時、性と生殖に関する健康と権利(SRHR)との相互関連性は、持続可能な開発の状況で対処される必要のある新たな問題となる。性と生殖に関する健康と気候変動との間の相互関連性は複雑で間接的ではあるが、気候変動と人口増加の間の関連性を単純化しようとする人口言説の再現がある。

気候変動は、デルタ・低地沿岸地域社会と多くの島嶼国に徹底的な意味合いを持つ。自分の土地の上で暮らす女性の能力は、急速に減少しつつある。エンパワーメントと持続可能な開発は言うまでもなく、生存が脅かされる。

女性と女兒に対する暴力は、依然としてこの地域のカギとなる優先事項である。女性は依然として様々な重なり合う形態の暴力と搾取に対して非常に脆弱なままであり、民族性、年齢、人種、階級、カースト、婚姻状態、性的指向、及び能力と障害のために非常に暴力と搾取にさらされている。

大衆迎合国による女性の身体とその生活への最初の攻撃の中に、女性の性と生殖に関する権利の浸食と社会サービスの削減の促進が含まれている。私たちは、ドメスティック・ヴァイオレンスと女性と女兒のレイプが行われたことに対する説明責任を減少する法律が増えていることを目撃している。私たちは、国家の中には女性の健康と福利を増進する教育とサービスへの女性のアクセスを禁じるために政策を開発し、開発援助計画を変更しているところもあることにも留意している。こういった展開は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、人種差別撤廃委員会、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」及び持続可能な開発目標の遵守に関する後退である。

この地域全体にわたる社会は、宗教的過激主義と「原理主義」に従わされており、多様性が許されない時には、女性は増加する暴力事件に直面している。「名誉殺人」と「妖術殺人」はほとんどの場合通報されず、殺人は、恥、財産争い、女性の相続権の状況内で行われている。宗教と文化の名の下での女性性器切除は、依然としてカギとなる課題である。各国政府の中には、女性と女兒、HIVのサヴァイヴァー、多様な性的指向を持つ人々に保証されている権利を含め、人権侵害に対する口実として文化的・宗教的多様性への権利の操作に訴えているところもある。同性愛は、いくつかの国々で犯罪とされるかまたは罰することのできる犯罪として扱われている。

アジア大西洋女性監視機構は、以下のために具体的行動を起こすよう各国に要請する：

- ・ジェンダーに配慮した社会保護措置を認め、実施し、報告し、女性により力を与えるために、女性のニーズ、時間とエネルギーの制約を考慮に入れるのみならず、社会と経済の構造をより公正なものにすることを目的としなければならない。
- ・あらゆる状況における女性に対するあらゆる形態の暴力をなくすことにどのように対応するかに関

してあらゆる努力を見直し、分析し、再戦略化すること。

- ・女性の権利と利益を保護すること。女性のために十分な基本的医療サービスを確保し、農山漁村女性、貧困女性、障害を持つ女性、移動女性、中年・高齢女性及び民族的マイノリティの女性の保健ニーズに特別な注意を払うこと。

- ・社会的・経済的進歩と並んで、女性の発展のために努力すること。各国政府は、女性が開発の成果の平等な分け前を享受できるように、開発戦略を策定する際に、国の現実と女性の特別なニーズを考慮に入れるべきである。

- ・政治的意思を強化し、保健と教育への女性と女児のアクセスと政治生活・公的生活への参画のために投資し、資金を配分すること。

- ・女性のニーズと優先事項、性と生殖に関する健康と権利を含めた女性の人権、司法へのアクセス及び和平プロセスへの代表と参画を含めることにより、国の再建における説明責任と透明性を維持すること。

- ・女性・平和・安全保障に関する国連安全保障理事機会決議の実施を保障し、紛争と紛争後の女性のニーズと優先事項が包括的に対処されなければならないことを認めること。

- ・ジェンダーに対応した救援戦略と性と生殖に関する健康を含め、女性と女児にサービスを届ける強力な予防措置の提供を保障し、女性に対する暴力を撤廃するために活動するよう各国政府と災害・緊急事態における援助機関に要請する。比較的長期の措置が、女性と女児を動員し、自信と能力がその健康と性と生殖に関する権利と暴力防止のために選択できるようにするために極めて重要である。

- ・既存のサービスを現在ほとんど受けていない様々な女性のニーズに応える機密の安全な国内の性暴力介入を提供すること。これには、必要とされる場合の専門家サービスの提供が含まれる。通常の避難の状況で提供されるよりも様々な程度の臨床ケアを含めた障害女性のようなより程度の高い支援を必要とする女性に特に必要な安全な家または女性の隠れ場所を提供すること。

- ・保健政策を強化し、VAW/ジェンダーに基づく暴力に関連する命令が保健部門の対応を開始し、維持する基本であり、包括的で統合されたものであり、権利に基づき、ジェンダーに配慮し、文化に配慮して行われる地域社会レベルの意識啓発プログラム、医療カリキュラムへのジェンダーに基づく暴力の統合を保障し、初期防止の手段として、性と生殖に関する健康と権利教育を学校で提供すること。

- ・通常の性と生殖に関する保健ケアに組織的なジェンダーに基づく暴力防止対応を制度化すより強力な政治的意思を求めて、モデルは権利に基づくジェンダーに配慮した取組を用いる必要があり、監視と正規の評価を含める必要がある。効果的なプロジェクトに基づいて介入が維持される必要があるが、様々な女性に届くために、これは持続可能な方法で達成される必要がある。

以上